

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋3-12-2
郵便番号 103 朝日ビル
電話(272) 6766
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極1,000円)

目次
第一頁 ニュース
第二頁 田中佐門副会長候補挨拶
第三頁 大竹浩副会長候補挨拶
第四頁 添田正夫会長候補挨拶
一局複数会制の実現こそ！
添田会長の実現を！

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

東京税理士会 役員選挙

副会長候補 会長候補 副会長候補

大竹浩氏 添田正夫氏 田中佐門氏

あと一歩！



ひたすら職域の充実を！ 会長候補 添田正夫

風靡る五月十一日、東京税理士会役員選挙が行われます。不肖私、税理士協友会東京会、第一税理士協議会、清流の会はじめ二十指を超える関係団体や多数の会員の皆様の推薦を頂き、会長候補として再び立候補の決意を固めました。

したが、いま、私たちが税理士のおかれている立場は現状のままではいけません。税理士会及びその周辺や社会的状況をみると、誠に寒心に耐えられない状態です。現在、取組まれている諸施策は遅々として進まぬばかりで、私たちが望んでいる諸施策は遅々として進まぬばかりです。税理士法改正も足踏み状態であり、お陰様を待ちましても進まないのか、何故遅々として進まないのか、卒直に聞いてみたいと思います。知のようにかつての商法改正の時の経緯から政官界にも友誼の情が感じられておられるか、団体にも信頼感を感じておられるか、私どもに聞きたいです。



東京税理士会役員選挙は、かつてない烈しさを加えて、終盤戦に突入した。第一税理士協議会は今時選挙にあたり、既報のように、税理士協友会東京会、清流の会と共同で、会長候補に添田正夫氏、副会長候補に田中佐門、大竹浩、内藤光夫、増田進各氏を推薦し、いずれの当選も期して、必勝の態勢で臨んでいる。四月一日の「添田正夫君を励ます会」(写真)を皮切りにそれぞれの励ます会に第一税理士協議会代表も多数出席し、励ます会成功の一翼をになうと同時に、電話戦術その他の支援活動に専念して奔走している。

活気みなぎる大会

四月一日、添田正夫君を励ます会

桜花らんまんたる上野の精華軒議員本人をはじめとする政界や官界、東大からも有力者が出席した。四月一日午後四時三十分から、東京税理士会会長候補「添田正夫君を励ます会」が盛大に開催され、添田氏を心から支援する同志の税理士諸氏が三百五十余名集って、必勝を誓った。添田氏の人柄、誠実な人間性を高く評価している政界、官界、関係団体からも多数の賛助が寄せられたことは庄々であった。安井謙参院議員、粕谷茂、島村宜伸、津島雄一、鳩山邦夫、佐野進参院議員、田中佐門副会長候補の「励ます会」が開催された。公認会計士出席者であった、田中佐門候補は

望すら開けない状況にあるので、このことは火を見るよりも明らかです。このような状態は一刻も早く転換し、新しい施策を推進しなければ、税理士百年の大計はおろか、永久に時流から取り残されることにもなりかねません。そういう新しい施策こそ革新的な施策であって、古い左翼的施策が革新的なものである。私は、ただひたすら、「税理士の将来を考えた」施策を進めたいと考えており、すべての税理士の職域の充実を期してあります。とりわけ、希望をもつて税理士になられた青年や婦人税理士の期待の達成に全力を尽くすつもりです。

インソップ物語にも「北風と太陽」という寓話があります。相手を納得させるのは理論論争一筋張りの無理押しではありません。無理押しの体制が多数を占めても一層泥沼にはまりこんでいくではありません。事を成す力には、やはり強い交渉を繰り返さなければならない。私にはその実績を持っており、必ずやその実績を活かして税理士会当面的に将来の活躍を見出すことをお望みするものであります。

しかも、こうして進んでいるうちに税理士の職域の充実を期してあります。とりわけ、希望をもつて税理士になられた青年や婦人税理士の期待の達成に全力を尽くすつもりです。

五月十二日(水)投票日には棄権なく投票を！

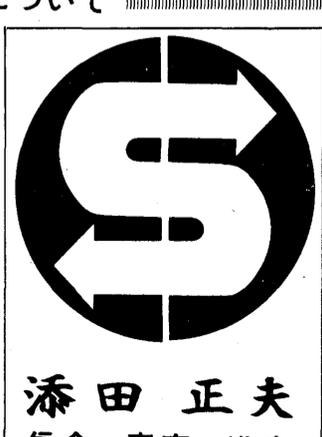
静かなる情熱をたぐよる強さ、候補者が激励の辞を寄せた。温厚な、添田正夫会長候補をはじめ、田中氏の人柄を反映し、多彩な明里、高畑、岡崎、加藤、岡崎二、顔ぶれが揃っていた。

大義の候補者 大竹浩副会長候補を励ます会

大竹浩副会長候補の「励ます会」の挨拶を述べた。とくに岩崎氏は四月十三日(水)、久保村一税理士会の現状からみて一局複数得治郎現東京税理士会副会長が最の必要を訴え、大竹候補必勝の高叫の祝賀を上げた市ヶ谷会館で、大竹候補を励ます会が、添田正夫会長候補を励ます会と連手し、心を通わす満場の拍手をあげた。

各界有力者を網羅する
添田正夫後援会・選対

会長 岡崎 寛二	岩崎 守利 鈴木 周三
顧問 明里長太郎 三宅 則義	興石 善清 松本 裕
新居 茂 岡崎 寿士	原島 康雄 中村 弘
梅津 勲藏 高畑 長貞	小野崎四郎 笹森 信人
久保村得治郎	後援会事務局長 笹森 信人
世話人 浅井 新平 古屋 正	選対事務局長 中村 弘



信念・真実・進歩の象徴

添田正夫は右のシンボルマークを胸につけて、今日も東奔西走し会員の皆さまに訴え続けている。

ブルーとオレンジの二色で成っており、ブルーは青色申告の納税者、オレンジは国をあげて愛用している。その両者の中間にあって税理士はわが日本の税務行政の円滑化をめざし、コミュニケーションのため、真に存在価値ある税理士たんと、矢印はいつも納税者と連けし交流しあうことを意味し、納税者の要望を常に意味している。

添田正夫
信念・真実・進歩

一局複数会制

会 士 理 税 呼 鳴

狙われる税理士会

嗚呼税理士会はどこへ行く

最も問題なのは、たがだが、このように本に会費が推せん文をかいたことを契機として、どうして税理士会というものが、このように大騒ぎなのか、理事会での討論が、どうして、訴訟問題にまで発展してしまふのか、ということである。そういう税理士会であつて、いよいよ波多野会長、あなたを思つていられるのか、如何か。

税理士会が激しく対立するのは何故かを説くカギとも思われる記事がある。

最近刊行された月刊総合時事(陽春号)「通信社」に「革新の波に揺られる税理士業界」という特集があるが、そこ「何れにせよ、何故か今もって東京税理士会は「反官僚、反税の思想に立つ」(前出)本を推薦した波多野重雄氏である。この事が事実だとすれば、反官僚はともかく、反税思想を激化するような税理士会長の存在(という税理士の職責に絡む)は、問題であるかと思われ、会費の中から多少の



このたびの東京税理士会役員選挙に当り、第一税理士協会の推薦を受けたことは、誠に有難く、身に余る光栄と深く感謝をする次第であります。

このたびの東京税理士会役員選挙に当り、第一税理士協会の推薦を受けたことは、誠に有難く、身に余る光栄と深く感謝をする次第であります。

一局複数会制の問題につきましては、前号に所信の一端を述べさせて頂きましたが、今回は角度を変えて掘り下げてみます。

現在、日税連の機構は、地域別に二四単位の分かれ、その単位の会長が会長となり会務の執行に携わつておられます。その議決事項は原則として構成メンバーである会員(単位会長)の多数決による運営されており、一人の会員がいます

選挙は、税理士各個人の考え方の自由である。自分の自由から大切である。自分の一票に責任があるわけである。ノンポリをきめ込み、無関心を装う者がいるとしたり、若しも軌道を外れた会務運営のパターンが起るとしても、それはノンポリ、無関心層に責任があると言わねばならぬが、独りその者の責任だけでは

一局複数会制実現こそ生きる道

それは高い組織論。断じて業界の分裂でない

もはや、警告を繰り返すまでもなく、われわれは税理士会になかにおける矛盾に気づいている。

このままいけば、日税連役員定数のアンバランスから考えても、選挙が終つたあとのこの深き下、税理士会に、一層複数会制というところから考えても、一層複数会制(一国税務局内に複数の税理士会という)が実現すれば、お互いに争いながら、税理士会が実現すると思ふが、如何か。

一局複数会制について、最近一部の業界紙や会内の一部から、それは業界の分裂である、という、

ある税理士人は、独立自営業としての権利と、税制、税務行政の民主化をめぐり活動し、現在、東京、神奈川、愛知、京滋、大阪、兵庫に組織されている。

全国二万六千の税理士は、官制税理士会に組織されているが、経理や税金などの問題で中小企業と結びついている。税理士会を全国的に拡大するとは、税理士会

とする他のグループにおいても賛同や関心を高めつつあり、その規模も全国的な範囲に及んでいる。

早い話、税理士会の役員選挙は年毎に多額の費用がかかり過ぎると定評であり、こんなことではやがて人物本位ではなく、金本位の候補者しか立候補しなくなる。

一局複数会制は、第一税理士協会は既にこれを提唱し二千名の請願署名も集め、現在法改正を可能とする根拠の研究の仕上げに入つている。清流の会をはじめとするグループにおいても三千名署名運動に立ち上ろうとしている。

波多野会長、あなたは一局複数会制に反対するか、如何か。

これまで来ては多少少数会員の会の会長より一万名の会の会長のほうが良いといわれるか、如何か。

一局複数会制実現に挺身

副会長候補 大竹 浩

構成を地域毎に規定し、人員で構成分化をしないからである。

地域会が或る一定の人数を超えた場合は、会をいくつかに別け地域会会長の声をより多く反映した会務を行うことにより、正常化した運営が得得ます。

一局複数会制の要望は今後会員の増大に伴い益々その声が高まり、実行段階に移行しつつあります。

私は一局複数会制実現にこの身を投じます。その理由が、最も自然で、よき民主的だと思つておられるからであります。

又一方では、そんなことをしなくても比例代表制による代議

たごえ資格取得の進め別を別けたほうが良いでしょう、と提案しているのではありません。そして、それが団結し、お互いに切磋琢磨して、いってこそ日税連が強化される、という高い組織論の次元で発言しているのだから、それを単純に「分裂」とみるのは幼い。

「分裂」とは、労働組合が何から第二組合を生みだすことを使われればならないかといふ税理士会全体の表現であつて、税理士会全体を労働組合の圧力団体的にたらしめる所からくる発想である。今や税理士会になかにおける一局複数の中の一年近くは空白に近いといふような会務運営のほうだと、私にはなかなかに腑に落ちない。

又強制加入制度の下にある会員のことを考えても、選挙権を確保することが、独立性の保持を標榜するプロフェッショナルとしての考え方も望ましい姿であると思つておられます。

今後とも一局複数会制につき前向きに取り組む所存です。同歩よろしくご支援ご鞭撻の程をお願い申し上げます。

「〇水田國務大臣、私は優遇というよりは活用という言葉のほうがぴったりとするんじゃないかと思つたが、この税理士制度の意義、効用、その目的という点からいいますら、一般試験によつて学理も実務も合格してくる税理士も、これは納税者にとっては非常に役に立つことであらうと思つたが、しかしこの税理士制度を置く目的から考えましたならば、税の義務に長い間従つてくる者を活用されたいということがおかしんであつて、これだけの実務経験上、当然長い間には税の理論についても勉強しているはずでございまして、これが活用されるというところは、この制度を置く目的から見ても有効なところだと思つた。むしろ一般納税者のためならば、こういう経験者の中から有能な人々を活用してもらうというところが、実際には便宜になるんじゃないかというふうに私は思つた。したがって、これ

これは、会員一人当たりでの議決権を持つことになり、

いいかえれば、沖繩七、北陸五、四六、名、東、京、会、の、神、田、支、部、より、少、ない、会、員、を、有、する、地、域、会、の、一、人、と、して、そ、れ、ぞ、れ、議、決、権、を、持、つ、け、ま、す。

一人を有する東京会も、会員の一人、その議決権を持つものとして扱われ、三万人の総意を代表する日税連としては、著しくその扱いが不均衡となり、運営の仕方如何では総意の反映しないうちに行われる可能性が大いにある。

この原因はどこにあるのでしようか。根本的には単位の

大竹 浩 謹啓

昭和二年、東京に生れる

一、府立化育高等専修学校(現都立大学)卒業

一、昭和十三年、税理士試験合格、翌十四年開業

一、下谷支部長、東京税理士会常務理事、日税連常務理事、専務理事等を歴任

一、現在日税法対案副委員長

同じ士俵で取り組める

訴訟騒ぎもない一局複数会制

がたた無制限に、無審査で合格するといふような制度ではなく、外国ではどうであるかといふこと、日本の場合はいまのまゝのまゝといふこと、いろいろの選挙制度でございまして、やはりこの程度の要件を置いて採用されるということに差しかえないことじゃないかと私は思ひます。

ここに引用したのは、日税連の「基本要綱」のなかにおける特別試験の考え方を全く異なる考え方が世に存在するということを示したかったのである。税理士制度設置の目的にそういう側面があり、そしてその目的に基づいて現にそういうグループ(税理士協会東京会)が存在しているのだから、基本要綱」における該項目は同じ士俵の上では到底取り組める道理がなさそうだとおもうべきであらう。そうであつたら、今回の訴訟騒ぎもなかったであらう。

もはや、税理士界の生きる道は、一局複数会制実現より他にないといふことを波多野会長、あなたはおわかりか、如何か。

以上の回答を波多野会長に求めるものであるが、以上の経緯によつて多数の会員はあなたから離れることであらう。

添田正夫会長の実現を！ 大竹、田中副会長もぜひ！

融和の人・添田さんをぜひ！

第一税理士協議会会長 岡崎寿士

東京税理士会の会長は、私は添田正夫さんをおいてほかにほかにないと思う。

商法改正の際、あの激しい一部の反対運動をよくコントロールし、時の日税連木村会長を輔けて税理士会の主張を大幅に改正商法の中に盛り込んで反対運動を終息せしめたその功績は今も高く評価されている。更にその後は添田さん自身が日税連会長として税理士会の対外的信用を高め、税理士法改正の巨歩を柔軟に進めようとした矢先、会長が交されたことは残念であった。果たせぬが、その後の税理士会の現状は運営機能が停滞し、対外的活動方針等について足踏み状態にないとはいえない。

内外共に多事多難である税理士会の運営は誰が担当しても至難なことであろう。しかしそれだからこそ、対外的に信用されている添田さんへの難局を切り抜けてもらいたいと思ふのである。

われわれのあつた願いが添田さんの心を動かし、再び東京税理士会の会長に就任することを承諾して頂くことに成功した。これはわれわれの願いが叶ったことである。添田さんには、この成功を以て、普通、添田さんのような立場の場合、なかなか候補に選み切れるものではない。ところが彼は、ただひたすら使命を燃やして立上ってくださったのである。今度は添田さんを絶対に落してほらないではないか。

添田さんなら、税理士法改正の端緒が開き必ずやその任中に改正達成のメドがあつてあつてあつてを信じて疑わない。同時に、われわれが安心して業務に補助できる環境を彼なら作ってくれるであらうこともまた、疑いを容れないところである。大企業対策はもとより小規模納税者対策、現会員はもとより新入会員の業務振興、商法再改正問題等、解決すべき問題は業界に山積している。急ぐから融和の人・添田さんを会長に戴かなければならぬ。大竹氏と田中氏と桜友会関係の二副会長候補の当選を共に祈りつつ。

添田さんなら何でもできる

第一税理士協議会副会長 岩崎守利

東京税理士会の会長には、私は躊躇なく添田正夫氏を推す。添田さんは会長立候補にあたり、その任中の二年のあいだに、税理士法改正達成のメドをつけたと標榜しているようであるが、私は彼ならその可能性があると思う。考えてみると、われが税理士界は、かつての商法改正の際に、一部にあまりに激しく国会筋に動きかけた経緯があつたために、政官界に好ましくなさる印象を残している。その先入主が存在しているところへ、更に税理士法改正問題で基本要綱の線をおよぼすに強く前面に押し出すと、まったく商法改正の時と同じような印象を政官界に与えてしまふと思ふのである。ましてや、かつて商法改正反対運動の旗頭の人であつた人が税理士法改正運動の時期の会長であることもまったく好ましくない。

格構成上も関連があるために、これらの諸団体と話さうことばちろんのこと、それらの諸団体との関連上から政官界とのコンセンサスをつかむことと姿勢がなければ、税理士法改正は歩を進むものではない。

税理士の使命とか、独自性とかの崇高な理想を高揚することはもとよりの立派なことであるが、テンから噛み合わない交渉を進めてみたところで問題にならない。その点では、商法改正時、国会筋や官界筋、足踏み通、根拠よく税理士会の連系部分を通じ抜いた添田さんは、税理士会の対外的信用を高めたし、われわれの融和の人として政官界に広く知られている。添田さんなら何事もまよまよという定評がある。

したがって、対外的に諸団体や政官界との調和や融和を図りつつ、税理士会を社会的に信用あるものに位置づけ、税理士の真に欲するものをもたせしめる人と

いふは、明らかに添田さんの方がベターである。添田会長の実現をぜひ期すことも大竹副会長候補、田中副会長候補、桜友会関係の二副会長候補の全員当選を期したい。とりわけ、私は大竹副会長候補を推す。というのは、一局複数候補制の運動は第一税理士協議会だけで効果を奏さないからである。当局に我田引水と受取られる可能性もあるし、請願署名にも限度がある。ところが第一税理士協議会以外の人々が請願署名運動などに立ち上つてくれると客観性も帯びてくるし、その署名が二千名にも三千名にもなれば当局は黙っておれない。大竹氏は本会以外におけるその大いなる推進者である。

わが国の税理士制度は、特に弁護士制度や公認会計士制度等と資

投票を要する地区の 三会連合推薦理事候補 全員の当選を！

- | | | | | |
|---|--------------------------|------------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 京橋 定員 五名
江島 義幸
柴崎 正也
鶴岡 定治
安川 久
引場 英二 | 淀橋 定員 四名
中村 政一 | 江戸川 定員 二名
原島 康雄
小林 陽二 | 武蔵野 定員 二名
山田 辰巳 | 玉川 定員 一名
中島 育広 |
|---|--------------------------|------------------------------------|---------------------------|--------------------------|

添田会長で盤石の安きに

第一税理士協議会副会長 松木正輝

東京税理士会の会長に添田さんを選ばざるを得ない理由は、たゞそのまます添田さんが良識の人であるということと、それは、あの一部の激しい商法改正反対運動にも翻弄されずに、税理士会の主張を改正商法の中に貫き通したことで、よく向うことができます。

そのために、添田さんは優柔不断ではないかという風評がなされるわけではございませんが、優柔不断な人ではないので、大事なことは容易に断じないのです。もちろん、不正なことはテコでも動じない人、おまそ重大な局面の多い税理士会の会務において、軽々に断るような傾向こそ、われわれは警戒しなければなりません。演説がうまく、会談等の発言において歯切れがよければ、一見スマート

ですが、それは困難な税理士会を運営していく上においては全く無関係のことであつて、私たちが少くらのスマートさに惑わされなければならないではありません。その点、添田さんは確かにスマートではないかも知れませんが、しかし、会務の執行は、誠意であり、真実であり熱であります。それがあれば誰でも耳を傾けるものであり、添田さんの最近の反対グループも耳を傾けるようになっていきました。この人があればこそ、税理士会を盤石の安きにおくことができます。大竹氏、田中氏、桜友会関係の二副会長候補の当選と、添田副会長候補の当選を右にかじりついて達成したいものです。

添田会長で新しい税理士会を！

スーパーな夜がやってくる。スーパーウイスキーが連れてくる。

スーパーウイスキー スパーニッカ 3000円 特級 760ml

ニッカウヰスキー

一局複数会制達成の 二万円カンパを！

税理士のみなさん。春とともに再び役員選挙の機会が到来し、いま全国的に熾烈に選挙戦がたたかわれています。とりわけ、東京税理士会の役員選挙は熾烈を極め、選挙のための費用も多額なものを要しております。こんなことはやがて役員に立候補する人がなくなつてしまつてしまう。やがて人物本位ではなく、金本位の候補者しか立候補しなくなるという事になりかねません。こんなことはいけません。断じて否であります。したがって、弁護士会と同じように税理士会においても構成要素別同志の結合による一局複数会制(二国制)管内に複数の税理士会を求める声が高まりつつあります。今回の選挙にも一局複数会制実現を明瞭に公約して居る候補者が、第一税理士協議会として全面的に支援しております。

いまでもなく第一税理士協議会は既に一局複数会制を提唱し、一千名の請願署名を集め、現在法的裏づけの研究の仕上げに入っております。

郵便振替口座 東京 〇一五九二四八 振込先銀行 第一勧業昭和通支店 普通預金 〇三三一一〇九 七五一九

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋3-12-2
郵便番号 103 朝日ビル
電話(272) 6766
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極1,000円)

目次
一頁…東京税理士会役員選挙
挙る。当選御礼挨拶／大竹浩、一局複数
会達成資金ご芳名
二頁…所得税法における
「課税所得」をめぐる
／植松守雄

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

大竹氏、東京税理士会最高当選

一局複数会制の実現へ



【会長選挙】

◎投票総数	六四〇票	▽京橋		
◎有効投票	六三九票	◎有効投票	六三九票	当選 引揚英二 46
◎無効票	一票	◎有効投票	三四六票	当選 唐川 満 72
◎白票	一票	◎有効投票	二八九票	当選 安川 久 70
◎投票総数	六四〇票	◎有効投票	二五票	次 今村秀夫 29
◎有効投票	六三四票	◎有効投票	一八票	次 海老沢栄 52
◎無効票	六六票	◎有効投票	一〇四票	次 中橋 育広 33
◎白票	一票	◎有効投票	一〇三票	次 中村政二 55
◎投票総数	六四〇票	◎有効投票	一〇三票	次 田中 弘一 55
◎有効投票	六三四票	◎有効投票	一〇三票	次 村松其 51
◎無効票	六六票	◎有効投票	一〇三票	次 小林邦久 46
◎白票	一票	◎有効投票	一〇三票	次 渡辺和義 24
◎投票総数	六四〇票	◎有効投票	九〇票	次 江川 川
◎有効投票	六三四票	◎有効投票	七十七票	次 小林陽一 81
◎無効票	六六票	◎有効投票	五〇票	次 高田建次 9
◎白票	一票	◎有効投票	三六票	次 原島康雄 30
◎投票総数	六四〇票	◎有効投票	三六票	次 武蔵野 松村佳和 3
◎有効投票	六三四票	◎有効投票	二六票	次 山田辰巳 84
◎無効票	六六票	◎有効投票	二六票	次 市川和雄 14
◎白票	一票	◎有効投票	二六票	次 小松治利 30

【理事選挙】(投票を要した地区)

激戦だった東京税理士会役員選挙は内外注目の中に終わった。五月十二日投票、即日開票の結果第一税理士協議会が推薦し、強力に支援した大竹浩氏(写真)が副会長に最高当選した。第一税理士協議会が提唱する一局複数会制の実現を標榜した大竹氏の第一位は、会員の多数が一局複数会制に強い関心を示していることを窺取することができる。これを契機に、いよいよ一局複数会制早期実現の気運が業界にみなぎってきた。開票状況は次の通り。(敬称略)

副会長当選御礼のご挨拶 大竹浩

このたびの東京税理士会役員選挙にあたりまして、不肖の私にもかわりませぬ、諸先生の絶大なご援助により副会長当選の栄を賜りました。茲に厚く御礼申し上げます。初めましての立候補経験でありましたので、あたたかい理解とご協力をいただきまして諸先生への感謝は尽きません。この感謝を生徒に伝えることができません。同志を失ったことは非常に残念ですが、皆様のご期待を裏切ることなく、掲げてきた公約主張を任期中に実現するように副会長の職務に全力を注ぐ覚悟でございますので、何とぞ引続きご指導ご鞭撻をいただき、新緑に映えて美しいバラの季節となりました。私は私たあの天職で、ある税理士としての誇りを感じています。

とりわけ私は、第一税理士協議会の諸先生をひとし先輩と仰ぎ、その標榜される一局複数会制に深く共鳴しております。第一税理士協議会の会員のなごうが絶対にあるべきではないかと、新開業者及び開業間もない仲間の上昇発展に焦点を合わせて税理士制度を改善することが税理士百年の大計の礎を築くべきであると、さらには会員の事故のあった場合の家族の援護制度等の確立も基本的なことであると、足踏しつづけた愛情の施策をモットーとし、そこから年々いある税理士制度の確立をはかります。末筆ながら諸先生の隆盛ご多幸を衷心よりお祈り申し上げます。略ですが副会長当選の御礼のご挨拶に代えさせていただきます。

一局複数会制達成資金 応募者ご芳名

- 会員のみなさまに一局複数会制達成のための資金援助を仰ぎましたところ、早速暖かい芳志をお寄せ下さいました。誠に有難く御礼申し上げます。左に芳名を掲げさせていただきます。顕彰の意を表します。なお、本号の切後に到着分につきましては、後号以降に順次掲載致しますのでご了承ください。
- 宇津木 三郎 関 弘
 - 西島 常祐 下田 友吉
 - 武田 慎男 磯部 秀夫
 - 和田 辰良 松本 正輝
 - 和崎 寿士 吉野 英一郎
 - 歌代 一郎 倉田 由次
 - 川田 浩之 森田 賢治
 - 岩島 正一 樋口 俊二
 - 大森 恒太郎 宮崎 敦之
 - 本島 三郎 長吉 泉
 - 中村 秀男 三浦 藤四郎
 - 三宅 忠男 小松原英次郎
 - 橋本 一雄 藤井 幸彦
 - 石原 光夫 植田 弘
 - 丸瀧 肇 加納 清
 - 薄衣 佐吉 園田 昇
 - 御藤納福三郎 前田 秀男
 - 長谷川 健一 山田 義和
 - 西宮 憲 金子 勇
 - 戸張 道也 岡部 謙三
 - 猪鼻 久夫 鈴木 栄一
 - 伊藤 忠吉 吉川 修二
 - 岩村 謙一 竹崎 徹
 - 斎藤 正直 嶋津 武敏
 - 長坂 利正 園原 信次郎
 - 古村 太郎 浜中 忠礼
 - 藤井 善二 寺崎 康雄
 - 歌佐 市之丞 久保村得治郎
 - 村田 栄男 藤井 清五郎
 - 甲越 文敏 松尾 栄一
 - 田島 四郎 岩崎 守利
 - 兼山 金介

大和ハウスの画期的な中層店舗建築… ダイワデルフ

■当社の技術陣が生み出した耐火パネルがダイワデルフの新しさです。耐火パネルは、RC、ALC造の外壁に比べて、断熱性に優れ、冷暖房効果が充分期待できます。

■工期が早い
規格化された耐火パネル開発により、工期が短くなっています。そのため、店舗の計画から開店までの準備期間が短くなりますので、資金効率が高いと言えます。

■地震にも強い鉄骨構造です。
梁、桁行共鉄骨ラーメン構造となっています。柱部分には角形鋼管を、梁にはH形鋼を使った頑丈なつくりになっています。

■騒音の発生が少ない工事です。
外壁もパネル化しており、RCなどに比べて建物の自重は、少なく設計されています。そのため、杭打ち工事も、少なくとも、騒音の発生が最少限におさえられます。

大和ハウス工業株式会社
東京支社 流通店舗事業部
東京都中央区日本橋1-3-13 TEL03(274)0311(代)

資料請求券 第一税協 52.(5)

「東方見聞録」の昔から

13世紀のこと。「皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。「こう薬」にすれば、たいへん役立つ…そして燃料にもなる…」これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で紹介している石油のおはなし。この頃すでに、石油は人間の生活のなかで使われていたことがわかります。いまではもう、私たちにとってなくてはならない石油。丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる努力を注ぎつけています。

丸善石油

所得税法における「課税所得」をめぐって

橋大学講師
植松守雄

なお、この論文は「橋論叢」七十七巻(昭和五十二年一月発行)に掲載されたものであり、著者ならびに「橋論叢」編集局の了解を得たものである。

一 序説

わが国の所得税法は、明治二〇年(一八八七年)の誕生以来、幾多の改正を重ね、所得税の課税対象である課税所得の内容にも大きな変革が加えられてきた。ことに太平洋戦争を契機として、戦前の税制と比べ占領軍の強い影響を受けた戦後の変革が著しい。

所得概念のうえでは、わが国の所得概念の発展は、戦前戦中と戦後とに分けて、戦前の所得概念から戦中の所得概念への変換があり、戦後は戦前の所得概念から戦後の所得概念への変換がある。

今日では所得の種類を問わず、その増加を齎すものはすべて所得と観念する包括的所得概念が求められ、また、その半面としてかつては「家事費」として課税所得の計算面を考慮されるものなかつた一定の損失や支出については必要経費または所得控除としての控除が認められ、控除の範囲が拡大された。

課税所得の内容の変換は、このように所得概念上の変革にとどまらぬ。所得金額は一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算されるが、その収入金額も必要経費の概念も変換し、それぞれその範囲が拡大された。なお戦前戦中、税法上の所得計算のルールもシンプルなものであったが、戦後は青色申告制度を核として記帳や決算の慣行が普及し、税法もそれを前提として、事業所得等について法人税法同様、会計上の成果を取り入れた近代化的所得計算規定が整備されてきた。

今日わが国の課税所得の概念は、おおむね包括的所得概念を誇るアメリカのそれとも広さ、ところから一方助教授が本誌で提示されたように所得税の課税所得および税金について巨額の「浸食」(tax erosion)があることが指摘されている。

本稿ではわが国の所得税法における所得概念および収入金額・必要経費概念等の主要な発展の跡をたどるとし、多少諸外国の税制にもあつたが、現行法における課税所得の特色や問題点について検討を加えることとした。そしてその際、タックス・イロージョンの問題についても、課税所得の「浸食」以外の理由に基づき、その範囲内で、なるべく簡明にこれらの所得概念の問題をふれておこう。

なお本稿では「課税所得」という語を文脈によりややニュアンスの異なる二つの意味に用いていく。一つは税法上の課税の対象となる所得という意味で用い、他は税法上の概念に即してよりテクニカルな内容をもつ用語として使用していく。つまり所得税法では通常「収入金額」から「必要経費」を控除して所得金額を計算(正確にはまず各種所得の金額が計算され、それを合算して「総所得金額」等が計算される)し、それから「所得控除」を差し引いて「課税所得金額」等が算出されるが、後の意味での「課税所得」は、この「課税所得金額」等の用語を一般化したもので、右のような計算過程を内包する意味内容をもつ語として使用していく。

(一) 石弘光、所得税の「所得」の概念、所得階層別になつた二つの計測(本誌七五巻二号) (昭和五二年)

「所得源泉説」と「純資産増加説」

一般にわが国の税法は、法人税の所得は古くから「純資産増加」に立脚し、所得税の所得は戦前「所得源泉説」に準拠したが、戦後「純資産増加説」的な概念に

移行したものと説明されている。このような所得概念の内容については、一九九〇年以降、アメリカを主舞台として論争が展開されてきた。今日納税者の負担力に即した公平な負担を求め、適切な所得再分配を図るうえで、課税所得が包括的な内容のものであることが望ましいことはほとんど議論の余地なく、ここで過去の論争の内容を詳しく紹介する必要もないので、本稿では論争に必要となる範囲内で、なるべく簡明にこれらの所得概念の問題をふれておこう。

この大きな関心であったとして、そのダイナミックな経済、社会の影響を説いている。

ところで各国の所得税は、一般的傾向として時代とともにその課税所得の範囲の拡大を図ってきた。これは所得源泉説の所得概念に立脚してきた諸国中、近時キャピタル・ゲインの課税を始める国が多くなっている。伝統的に所得と資本とを厳格に区別し、キャピタル・ゲインは所得を構成しないと考へてきたイギリスも、全面的にこれに課税対象に取り入れ(一九六五年)、カナダ(一九七二年)やフランス(一九七六年)が立ち、同様の税制改革を実施した。

一方アメリカでは憲法修正六条が連邦議会に所得課税の権限を与えた一九一三年以来、(内閣職人は、キャピタル・ゲインを含む多くの所得を例外的に除外し、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、すべての所得が課税の対象となる)とされた。ところが初期の最高裁判決(マクニオン判決)は、所得を「資産もしくは債務または両者の結合による利益」と定義し、裁判所の考えた所得の概念は制限的であった。しかしその後行政解釈や判例を通じて所得の範囲が拡大され、損害賠償金、債務免除、遺失物発見による利益、横領、恐喝による利益などマクニオン判決における所得の定義には含まれるようになり、今日ではすべて富の増加をもたらすものが所得の概念にはいるものと解釈されている。もっとも保有資産の価値の増加のような未実現の利益は税法上の所得とみられ、また贈与・相続等による利益やインデュード・インカムも所得概念上課税所得に含まれないとするのが

が確立された慣行とされている。

(一) ドイツ、アメリカ、イタリイでの所得概念論争の歴史を広範に記述した「Paul H. Wuelter, Concepts of Taxable Income I, II, III, Political Science Quarterly, vol. 33 (1938), vol. 35 (1939) があり、サイモンズ・後掲(一九九一)二頁)にもドイツの学説に対する詳しい論評がある。わが国の文献としては平澤宏(一九九一)「所得概念の構成(一) (昭和四二年)、武田隆二(一九九一)「所得概念の理論(昭和四五年)が詳しい。

(二) アメリカにおけるO. T. B. の論争およびタックス・イロージョンの計測については石弘光(一九九一)「所得概念の理論」を参照。なお政府レベルの委員会ではC. T. B. の採用を勧告し、実際に政府の租税政策に影響を与えたものとしてカナダのThe Reports of the Royal Commission on Taxation (1966) (カーター報告)が有名。

(三) Henry Simons, Personal Income Taxation (1938) p. 50-52, 206-213 etc.

(四) Richard G. Gode, The Individual Income Tax (1966) 一巻四〇一頁以下。

(五) カナダの改正は、前掲(三)カーター報告の勧告に基づいたもの。

(六) アメリカにおける所得概念の拡大の経過については簡潔な説明として、金子宏「租税法における所得概念の構成(一)」(法学会雑誌八五巻九号) (昭和四三年)三三頁以下、Harvard Law School, Taxation in the United States, World Tax Series (1963) p. 365 et seq. 参照。

(七) 金子宏「租税法における所得概念の構成(三)」(法学会雑誌九二巻九号) (昭和五〇年)二二頁以下参照。

(八) Taxation in the United States p. 370

もともと贈与・相続等の場合は、贈与税、遺産税の課税対象となり、贈与・相続等による利益が課税所得から除外されることは内閣職人法にも明文がある(1.R.C.(1954) 102)。

三 所得税法における課税所得概念の発展

1 所得源泉説の所得概念から純資産増加説の所得概念へ

(一) 明治二〇年の所得税法は、プロイセンの所得税法に範をとって起草されたといわれ、所得源泉説の所得概念に立脚し、「凡人の所得」を課税の対象とする(一条)一方「営利事業」を除外して「一時所得」を課税所得から除外していた(三条三)。このように制限的所得概念は、その後、一時所得のうち、山林所得の課税範囲の拡大(大正九年)、退職所得への課税対象の拡大(昭和三年)といった部分的修正を経て、第二次大戦直後の改正まで一貫して維持された。

もともと戦時増徴の一環として所得税の体系とは別に、臨時利益の名目でも不動産、船舶、鉱業権などの譲渡所得に対する課税が行われ(昭和四年)、不動産は一七年)、実質的にはキャピタル・ゲインに対する課税が始められた。

(以下は次号に続く)

一局複数会制達成の二万円カンパを

税理士のみなさん。初夏のおとすれとともに、激しい税理士会の役員選挙が全国的に終わろうとしています。とりわけ、東京税理士会の役員選挙は、激しい競争も多岐多岐の要請を要したといわれております。こんなことでは役員に立候補する人がなくなってしまうでしょう。やがて人物本位ではなく、金本位の候補者しか立候補しなくなるという事になりかねません。こんなことではいけません。達成のための資金をお寄せ下さるか、断じて否めません。したがい、一〇二万円を前口にお寄せ頂けましたら誠に幸いです。今この時の志願者による一局複数会制(一)資金が決定の力をもちました。どうか、ご賛同ご奉仕の念をもち、ご協力頂けましたら幸いです。未審ながら先生の健康をお祈り申し上げます。ご返信は後記。最高当選致しました。

いまでもなく第一税理士協会の協賛先銀行 第一勧業銀行 普通預金 〇三三二一〇九 七五九

東京 〇一五九二四八

Pentel

卓抜した品質・デザイン・書き味の調和から生まれた筆記具の名品「エクスカリバー」

エクスカリバー・ローリングライター
高級感あふれる重厚なデザインのローリングライターで、インキのボテヤカスレがなく試し書き不要です。インキは黒、カートリッジ式です。

●特殊水性インキと樹脂チップの組み合わせが超硬合金ボールをなめらかに回転させます。

エクスカリバー・シャープ
ローリングライターとペンの優美なデザインのシャープです。芯は、黒く強くなめらかな、べんてるハイポリマー芯(0.5mm)を使用しています。

Excalibur
ローリングライター・シャープ
エクスカリバー

〈ブラック〉
〈ゴールド〉
〈シルバー〉
各種 ¥2,000

ぺんてる株式会社

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都中央区日本橋3-12-2
郵便番号 103 朝日ビル
電話(272) 6766
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極1,000円)

目次
一頁…東京第一税理士会設立を提唱。第一税理士協議会総会了る。一局複数会制達成資金ご芳名
二頁…所得税法における「課税所得」をめぐって(2)植松守雄



総会風景

総会には松本正輝副会長の司会で、下田副会長はじまり、下田友吉副会長の開会演説を経て岡崎寿士会長が「第一税理士協議会は税理士会の正常化にむけて一局複数会制を唱えてきた。本年いよいよ機が熟してきたので一局複数会制実現促進の署名請願をすると同時に、新たな組織化への動きも提案される運びとなった。いよいよ堂々の巨歩を踏み出そう」と挨拶した。

次いで来賓挨拶に移り、公認会計士協会東京会々長の代理として出席した勝野勇五郎氏と本会理事の浅井新平氏が清流の代表として力強く第一税理士協議会への期待と連帯の言葉を寄せた。

議事に入ると、岡崎会長が会則第十一條により議長席に就き、小川弘明氏と池田洋次郎氏を議長録

- 署名人に指定のものを、下田副会長が第九年度事業及び会務報告を行って承認された。続いて第九年度決算報告書も、田副会長が説明し、須崎孝美法律監事が監査報告を行った。過年度未収会費を繰越すことにつき疑義が出た未収対策に種々意見を交換したあと承認された。
- 第十年度事業計画案、第十年度収支予算案が一括承認され、これらも下田副会長が提案説明を行って満場一致で可決された。
- 会則変更は松本副会長が説明し、第一税理士協議会の積極的拡大方針とマッチした会則改正が行われ、その方針に添った役員を選出した。新役員名は次のとおりである。
- | | |
|---------------|---|
| 会長 | 岡崎 寿士 |
| 副会長 | 岩崎 守利、下田 友吉 |
| | 松本 正輝、岡田 一馬 |
| 顧問 | 兼川金力、木村 久弥、田中勲、三輪 三郎、有賀 徳寿、辰巳 正樹、久保村得治郎、長坂利正、前田 辰男、千正 清夫、加藤 隆之 |
| 理事・支部長(※は支部長) | (麹町)※(兼) 山本日出磨、石井操(神田)井上準一、前田実(日本橋)※(兼) 塩崎四郎、宮下昌久(京橋)※関口秀男、酒井浅男、若林恒雄(芝)二村信吉、※(兼) 山本敏郎(四谷)※山名正夫、石原光夫(麻布)※(兼) 海老美与治(小石川)※渡部正広、人見敦(本郷) |
| | ※(兼) 和田新之助(下谷)※小川敏市、岸本勝次、的場輝夫(浅草)※田中佐門、佐々木秀明(品川・荏原)※(兼) 網島慶寿(大森)※小川一郎、鈴木三男(雪谷)※(兼) 玉家義雄(蒲田)※内藤安巳、田中正盛(世田谷)※宇津木三郎、村上正雄(北沢)※(兼) 三枝潮(玉川)※(兼) 中島寛広(目黒)※吉田承治、浅井新平(渋谷)※土橋栄夫、大江晋也、高橋栄吉(淀橋)※川田浩之、阿佐市之丞(中野)※浅見孝、岡部謙三(杉並)大堀雅三(狛木) |
| 監事 | ※森山頼一、高藤三三(板橋)※伊藤秀雄(練馬)※(兼) 島田百郎(豊島)※丸山潤次、永島徳造(王子)※丸山修司、池田洋次郎(荒川)※小川弘明、高橋一郎(足立)※石井巖、大 |

- 盛広吉(西新井)※飯沼清夫、倉田田次(本所)※峯木三清、清水多四郎(向島)※石田鉄三(葛飾)※荒井正、橋本一雄(江古川)※(兼) 宮武一(江東)※河合司、高森利正(江東西)※藤井邦保、都沢美夫(八王子)※橋田光臣、古屋勝成(立川)※市川隆、村松良市(青梅)※水薬業、浜中忠礼(武蔵野)武蔵府中、※渡辺孝夫、上山五郎吉(南・東)未定
- 監事 長田 邦福、須崎孝美、最後は岡崎副会長から、次のような東京第一税理士会設立準備事項が発表された。
- 「1、趣旨
- 現在、東京税理士会は会員数九、〇〇〇名弱という膨大な数となっており、組織の硬直化の弊が見られる。また、一部活動家の商法改正・税理士法改正等に強硬な対処の仕方による会務の混乱を正すにむけても一局複数会制を行いたい。税理士制度の健全な発展をめざして同志的結合としての東京第一税理士会の設立を行う必要がある。
- 2、設立準備委員会の設置
- 設立準備委員長
設立準備副委員長
設立準備委員
- 右のような委員会の構成で設立準備を行う。
- 3、その他
- 設立準備委員会の議を経て、先ず

一局複数会制達成資金 応募者ご芳名

会員のみなさまに一局複数会制達成のための資金援助を仰ぎましたこと、早速暖かい芳志をお寄せ下さいまして誠に御礼申し上げます。左にご芳名を掲げさせて頂きまして類影の意を表します。なお、本号を切後に到着分につきましては後号以降に順次掲載致しますのでご了承下さい。

宇津木 三郎、関 弘	三宅 忠男、小松原英次郎	岩村 謙一、竹崎 徹
西島 常祐、下田 友吉	橋本 一雄、藤井 幸彦	斎藤 正直、嶋津 武敏
和田 辰良、松本 秀夫	石原 光夫、植田 弘	長坂 利正、園原 信次郎
岡崎 寿士、吉野 英一郎	丸瀧 肇、加納 清	古村 太郎、浜中 忠礼
歌代 一郎、倉田 由次	薄衣 佐吉、園田 昇	藤井 豊三、寺崎 康雄
川田 浩之、樋口 賢治	御藤納福三郎、前田 秀男	諏佐 市之丞、久保村得治郎
岩島 正一、森田 俊二	長谷川 健一、山田 義和	村田 栄男、藤井 清五郎
大森 恒太郎、宮崎 泉	西宮 憲、金亨 勇	甲越 文敏、松尾 栄一
本島 三郎、長吉 敦	戸張 道也、岡部 謙三	田沼 次郎、岩崎 守利
中村 秀男、三浦 藤四郎	猪鼻 久夫、鈴木 修二	兼山 金力、松本 誠
有賀 徳寿、戸田 安久利	伊藤 忠吉、吉川 修二	石島 吉造、松本 明
鈴木 和雄、池田 謙二	脇坂 外規雄、等松 農夫蔵	大谷津 勤、岩井 敏
宮家 義雄、吉田 信雄	森 福造、佐藤 次男	浅井 新平、母屋 一郎
宮坂 保清、三沢 秀雄	中尾 清治、久野 貞義	土屋 伝之助、上瀬 洋三
杉浦 民治、高橋 栄吉	遠藤 平治、小林 郷司	原 勳助、小川 敏市
	川島 新居 睦雄	木村 久弥



思いやりのある奥さん、好きです。

ミセスからミセスへ、ことしもお贈りください。味の素夏のバラエティギフト。この夏をおいしく健康に…ミセスのやさしい思いやりが通います。今年は、かすかすのニューフェイスを加えて、いっそうバラエティ豊かになりました。いずれも、届いたその日から役立ち、重宝がられるものばかりです。お値段はきめこまかく1,000円から10,000円までございます。



3,000円(B-30z) 3,000円(FB-30z) 2,000円(H-20z)

味の素夏のバラエティギフト



「東方見聞録」の昔から



13世紀のこと。「皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。『こう薬』にすれば、たいへん役立つ…そして燃料にもなる…」これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で紹介している石油のおはなし。この頃すでに、石油は人間の生活のなかで使われていたことがわかります。いまではもう、私たちがとってなくてはならない石油。丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる努力をつけています。

丸善石油

所得税法における「課税所得」をめぐって(2)

一橋大学講師 植松守雄

三 所得税法における課税所得の発展 (承前)

なお以上の経過に関連して興味があるのは、戦前長引く間、所得等については前年の所得(元)は過去三年の平均所得を基に算出する所得を算出する方法がとられていたことである。このように課税対象は実際の所得そのものよりも、その年の所得の平均値を以て課税の基礎となっていたのである。このような制度は、いままでも継続的的反復的に生ずるタイプの所得だけを課税するタイプの所得の下でみれば成り立つもので、そのような制度の前提にはある程度の所得を正確に捕捉し課税対象とするには、行政上困難とする考え方があった。ところが昭和十五年には前年所得そのものを課税対象とする制度に改められ、戦後の二二

年にはさらに納税者がその年の所得を自ら申告し、納税する申告納税制度へと発展する。この二三年の改正は包括的所得概念の採用と特徴を合せているが、一時偶発的所得を含むあらゆる種類の所得に対する課税の実施が、納税者の納税協力にまつところが大きいことは当然で、そのような申告納税制度の採用との間に十分な関係があったことが認められる。

次に来た大改正は、周知のシャープ動告に基づく昭和十五年の税制改正であった。シャープ動告ももはや課税所得の概念そのものを拡大する余地はなかったが、この改正で、それまで一時的偶発的所得(退職、山林、譲渡、一時の各所得)について累進税率の適用を緩和するためその金額の二分の一を課税対象とする方式がとられていたのを改め、一定の平均化課税方式の採用(一四條、一四條の二)を前提にその金額を課税対象に取り込み、また、前述したイモンスの提案と同様、相続、贈与等による資産の移転があったときはその時の時価により資産の譲渡があったものとみなしてその評価に課税する「みなし譲渡」の制度(五條の二)を導入するなど課税ベースの一層の拡大が図られた。

シャープ動告は、アメリカの税制専門家が理想とする包括的課税ベースによる総合課税の徹底を理想として所得税制をデザインし、わが国は一度はほほほこれに忠実に従って税制を組み立てたが、シャープ動告によって頂点に達した総合課税体系は、日本の政治的・経済的・社会的風土の下でその直後から「後退」を重ねていった。この経過をたどることには、現行税制に内在する主要問題点について、後でタックス・イロージョンに関連する問題としてある程度述べよう。

〔所得概念における「所得源泉」と「純資産増加」との差異〕

以上のような課税所得の範囲のほかに、課税所得からの控除項目すなわち財産の損失ないし家計面の支出をそのような範囲で課税所得から除算するかという側面からもちろし一時的偶発的所得を課税所得の範囲に取り入れることが、論理的に財産損失等について控除範囲の拡大を要請するまでとはいえないが、わが国は戦後一課税所得の拡大よりはむしろ課税所得の拡大よりは大分的に課税所得の縮小を特徴づける側面をなしている。

戦後の関係における税制の整備は、大体二度に分けて行われた。シャープ動告により災害、盗難等による一定の財産上の損失を控除する「雑損控除」(現行七〇)および自己または親族の疾病による医療費の支出を一定の限度で控除する「医療費控除」(七三)が「所得控除」として設けられた(昭和十五年)のこの最初の改正であり、次に戦前必要経費とは考えられなかった事業用固定資産の除却損等の資産損失について「必要経費」としての控除が認められるようになり(三七年)、さらに四〇年の所得税法改正の際には資産損失に関する税制が一層整備された(五二)。

2 収入金額・必要経費概念の発展

(一) 現行法は、「収入金額」に現金収入を伴うものだけでなく、「物又は権利その他経済的利益」によるものも含まれることを明らかにし(三三)、そのほかに「別段の定め」として、①たな卸資産等の自家消費や贈与、遺贈等(三九、四〇)、②山林、資産の贈与、遺贈等(五九)がある場合その資産等の価額の収入金額算入、③農産物についての「収穫主義」による収穫価額の収入金額算入(四一)などの規定を設けている。

明治二〇年の所得税法には、収入金額若くは収入物品代価(二)条(二)という語がみられたが、その後は大体「収入金額」の語を用いつつ、その内容の明示はなされず、戦後税法の大改正の機会等に逐次右のように「収入金額」の内容が示され、また「別段の定め」が設けられた。

もともと厳密に税法の規定をまもって「収入金額」の範囲が拡大されたわけではなく、右の③の農産物に対する「収穫主義」による課税は戦後古くから行われており、現物給与等も戦前から所得として認識されていた。

過去の税法執行の実際をトリー

が、論理的に財産損失等について控除範囲の拡大を要請するまでとはいえないが、わが国は戦後一課税所得の拡大よりはむしろ課税所得の拡大よりは大分的に課税所得の縮小を特徴づける側面をなしている。

戦後の関係における税制の整備は、大体二度に分けて行われた。シャープ動告により災害、盗難等による一定の財産上の損失を控除する「雑損控除」(現行七〇)および自己または親族の疾病による医療費の支出を一定の限度で控除する「医療費控除」(七三)が「所得控除」として設けられた(昭和十五年)のこの最初の改正であり、次に戦前必要経費とは考えられなかった事業用固定資産の除却損等の資産損失について「必要経費」としての控除が認められるようになり(三七年)、さらに四〇年の所得税法改正の際には資産損失に関する税制が一層整備された(五二)。

2 収入金額・必要経費概念の発展

(一) 現行法は、「収入金額」に現金収入を伴うものだけでなく、「物又は権利その他経済的利益」によるものも含まれることを明らかにし(三三)、そのほかに「別段の定め」として、①たな卸資産等の自家消費や贈与、遺贈等(三九、四〇)、②山林、資産の贈与、遺贈等(五九)がある場合その資産等の価額の収入金額算入、③農産物についての「収穫主義」による収穫価額の収入金額算入(四一)などの規定を設けている。

明治二〇年の所得税法には、収入金額若くは収入物品代価(二)条(二)という語がみられたが、その後は大体「収入金額」の語を用いつつ、その内容の明示はなされず、戦後税法の大改正の機会等に逐次右のように「収入金額」の内容が示され、また「別段の定め」が設けられた。

もともと厳密に税法の規定をまもって「収入金額」の範囲が拡大されたわけではなく、右の③の農産物に対する「収穫主義」による課税は戦後古くから行われており、現物給与等も戦前から所得として認識されていた。

過去の税法執行の実際をトリー

過去の税法執行の実際をトリー

過去の税法執行の実際をトリー

過去の税法執行の実際をトリー

財産づくりは<野村>

財産は大きく、効率的にふやしたいもの。株式投資、公社債、投資信託… <財産づくり>は、<野村>の窓口でお気軽にご相談ください。ベテランの係員がお待ちしています。

野村証券

〒103 東京都中央区日本橋1丁目
☎(03)211-3811(大代表)
他、全国主要都市99ヵ店。

一局複数会制達成の 一万円カンパを

税理士のみなさん、初夏のおすそ分けとして、激しかった税理士会の役員選挙が全国的に終わろうとしています。とりわけ、東京税理士会の役員選挙は激烈を極め、選挙費用も多額なものを要したといわれており、こんなことでは役員に立候補する人がいなくなってしまうでしょう。やがて人物本位ではなくなるといわれるので、いよいよ、断じて否でありませう。したがって、弁護士会と同じように税理士会においても構成要素別の同志の結合による一局複数会制(一局複数会)の達成を求め、漸く形勢として起つてまいりました。今回の選挙にも一局複数会制実現を明記に公約した候補者があり、第一税理士協会の同志は全面的に支援して見事に最高票を挙げました。

いまでもなく第一税理士協会は既に一局複数会制を提唱し、一千名の賛同署名も集め、現在法の裏づけの研究の仕上げに入っています。

東京 〇二五九三〇八
振込先銀行 第一勧業銀行支店
普通預金 〇三三一〇九九
七五一九

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

協 税 第 一

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁…ニュース、第一税理士協議会々則
二頁…所得税法における「課税所得」をめぐって/植松守雄
三頁…一局複数会達成に際して/松木正輝
四頁…暑中見舞広告

日税連会長

山本義雄氏に

各界注目の日本税理士連合会(日税連)会長の選挙は、七月二十八日(木)午後一時から開かれた日税連定期総会において、13対1の差で山本義雄氏(大阪国税理士会)が再選された。反対の一票は東京税理士会であった。

東京税理士会ではこれよりさき「たことなる。六月二十四日の理事会において、波多野重雄会長を日税連会長候補に指名していた。全国単位税理士会中最も大きい東京税理士会から日税連会長をという声もあるが、これで再び日税連会長を逃し

第一税理士協議会 会則改正成る

第一税理士協議会では、去る六月三十日の第九回定期総会において会則改正が提案され、満場一致で承認可決されたがそれは別掲のとおりである。

第一税理士協議会 会則

(名称) 第一条 本会は第一税理士協議会(略称「税協」と称す。)

(目的) 第二条 本会は税理士の公共性に鑑み、税理士の道義を高揚し、税理士の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

(事業) 第三条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

1、会員相互の親睦を図ること
2、税理士業務の改善進歩のための調査研究を行うこと。
3、税法、税務行政、税理士制度に関する調査研究を行い、又は官公署に建議すること。
4、その他本会の目的達成のため必要な事業を行うこと。(事務)

第四条 本会の事務所は東京都文京区におく。

第五条 本会の会員は、本会の目的に賛同する税理士をもって組織する。

(支部) 第六条 本会は、税務署管内に事務所を有する会員をもって、当該税務署毎に支部を組織する。支部の組織運営に関する規則は別に定める。

(役員) 第七条 本会に次の役員をおく。

会長 一名
副会長 十名以内
理事 八十名以内
監事 五名以内

(役員) 第八条 役員は、会員のうちから総会において選任する。

第九条 会長は本会を代表し、会務を総理し、理事会及び総会を招集し、その議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。(総務)

第十条 会長は会務の一部を行わせるため、理事の中より常務理事を指名することができる。

(理事) 第十一条 理事は会務の執行に參與する。

(監事) 第十二条 監事は会計及び業務を監査し、その結果を定時総会に報告する。監事は臨時総会に出席し、意見を述べることができる。(理事会) 第十三条 理事会は、会長・副会長・理事をもって組織し、次の事項を決定する。

1、総会に提出する議案
2、官公署に建議又は申出に関する事項
3、会務の執行に関する重要事項

第十四条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。(役員) 第十五条 役員は任期は就任後第二回目的定時総会とする。但し補充により選任された役員は任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役) 第十六条 本会に、理事会の承認を経て、顧問・相談役をおくことができる。

(総会) 第十七条 定時総会は毎年六月、臨時総会は必要に応じて開く。

(議決の要件) 第十八条 総会の決議は、会員の三分の一以上が出席し、その過半数の同意を得て決定する。(委任状の行使) 第十九条 会員で総会に出席出来ない者は、出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合に議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(総決事項) 第二十条 総会は、次の事項を決定する。

1、この会則において、総会の議決承認を要することとされる事項
2、本会の解散又は合併
3、会務に関する重要事項、総会に付された事項

(経費) 第二十一条 総会及び理事会の議事は、その経過及び要領を議事録に記載し、議長及び出席員二名が署名捺印して保存するものとする。

(信用失墜行為の禁止) 第二十二条 会員は、税理士の職責を深く認識するとともに、信用品位を失墜する行為をしてはならない。

(信頼関係の保持) 第二十三条 会員は、納税者との間に信頼関係を築くよう努力しなければならない。

(使用人の監督) 第二十四条 会員は、使用人が法令等に違反することのないよう十分に監督しなければならない。

(会費) 第二十五条 会員は、会費として、年額八千円を納入しなければならない。

(事務局) 第二十六条 本会に事務局をおき、事務を行う。事務局に関する細則は別に定める。

(会計年度) 第二十七条 本会の事業年度は毎年四月一日始まり、翌年三月末日に終わるものとする。

第二十八条 本会の経費は、会費・寄付金の他の収入をもって支弁する。

(予算・決算) 第二十九条 会長は定時総会に事業報告、決算並びに事業計画、予算等を提出して承認を得なければならない。

(会員への通知) 第三十条 会員に対する通知・送達は、届出の事務に対して行う。(会則に定めのない事項) 第三十一条 この会則に定めのない事項については、別に細則をもって定める。

附則 本会則は、昭和四十五年一月二十六日より施行する。

附則 この改正規定は昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 この改正規定は昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 この改正規定は昭和五十二年六月三十日から施行する。

一局複数会 制達成資金 応募者ご芳名

- 会員のみなさまは、一局複数会制達成のための資金援助を仰ぎましたところ、早速暖かい芳名をお寄せ下さいまして誠に御礼申し上げます。左に芳名を掲げさせて頂きまして顕彰の意を表します。なお、本号の切手に到着分につきましては次号以降に順次掲載致しますのでご了承下さい。
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 宇津木 三郎 関 弘 | 三宅 忠男 小松原英次郎 | 岩村 謙一 竹崎 敏 |
| 西島 常裕 下田 友吉 | 橋本 一雄 藤井 幸彦 | 齋藤 正直 嶋津 武敏 |
| 武田 博男 磯部 秀夫 | 石原 光夫 植田 弘 | 長坂 利正 團原 信次郎 |
| 和田 辰良 松本 正輝 | 丸浦 肇 加納 清 | 古村 太郎 浜中 忠礼 |
| 岡崎 寿士 吉野 英一郎 | 薄衣 佐吉 團田 昇 | 藤井 豊三 寺崎 康雄 |
| 歌代 一郎 倉田 由次 | 御藤納福三郎 前田 秀男 | 藤佐 市之丞 久保博治郎 |
| 川田 浩之 森田 賢治 | 長谷川 健一 山田 義和 | 村田 栄男 藤井 清五郎 |
| 岩田 正一 樋口 俊二 | 西宮 憲 金子 勇 | 甲越 文敏 松尾 栄一 |
| 大森 恒太郎 宮崎 敦之 | 戸張 道也 岡部 謙三 | 田沼 次郎 岩崎 守利 |
| 本島 三郎 長吉 泉 | 猪鼻 久夫 鈴木 実 | 兼山 金力 茂木 誠隆 |
| 中村 秀男 三浦 藤四郎 | 伊藤 忠吉 吉川 修二 | 石島 吉造 松下 明 |
| 有賀 和雄 戸田 安久利 | 脇坂 外規雄 等松豊夫蔵 | 大谷津 勲 岩井 敏 |
| 鈴木 和雄 池田 謙二 | 森 福造 佐藤 次男 | 土屋 伝之助 上瀬 洋三 |
| 玉家 義雄 吉田 信雄 | 中尾 清治 久野 貞義 | 原 勲助 小川 敏市 |
| 宮坂 保清 三沢 秀雄 | 遠藤 平治 小林 郷司 | 木村 久弥 手塚村 輝男 |
| 杉浦 民治 高橋 栄吉 | 川島 敏 新居 隆雄 | 谷内 保三 田嶋 魁夫 |
| 岡田 一馬 三輪 三郎 | 大盛 吉吉 長田 邦福 | 藤岡 大造 |
| 田中 勲二郎 橋田 光臣 | 足立 晋作 松本 裕 | |



Pentel

事務用に最適な
コンパクトサイズが
新登場!!

べんてるコロピク(事務用)は接着のり塗付部分に、ローラー機構をとり入れた新しいタイプの強力紙用のりです。

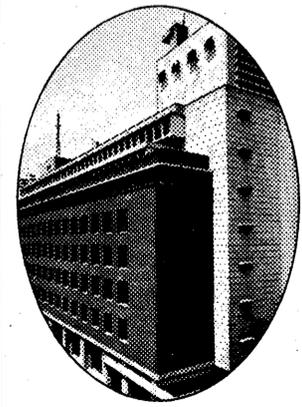
- 容器は柔軟性がありますので、軽く押すだけでのり出しの調節ができます。
- コンパクトな容器入りですから机の中に入れてそのまま収納でき、安定性があります。

ピンク・スカイブルー

べんてるコロピク(事務用)
ローラー式のり 35cc入 ¥150

べんてる株式会社

財産づくりは(野村)



財産は大きく、
効率的にふやしたいもの。
株式投資、公社債、投資信託…
(財産づくり)は、(野村)の
窓口でお気軽にご相談ください。
ベテランの係員が
お待ちしております。

野村証券 〒103 東京都中央区日本橋1丁目
☎(03)211-3811(大代表)
他、全国主要都市99カ店。

一局複数会制達成に際して

第一税理士協議会副会長 松木正輝

(二頁から続く)

一条で明示されていない損失の控除について消極的な見解が生ずる。旧法時代の事件だが、事業者が事業拡張のために土地や店舗を譲渡する契約をして手付金を交付した後、約定の期日までに残代金の支払ができなかったためにその手付金を没収されたケースについて、その損失は必要経費に該

当しないとした判決がある。(15)

(三) ここで一寸諸外国の制度にふれておくと、イギリスはキャピタル・ゲイン課税をはじめとして、わが国の雑損、医療費控除に当る控除を欠き、反対に依然所得源泉控除の所得概念にステイックしてある西ドイツは、両控除の趣旨を包含する包括的な控除である「異常負担控除」(災害、盗難、

疾病等に起因する異常支出がある場合、その支出額のうち所得額、子女数に依りて所得の一定割合をこえる額を控除する制度)がある。

一方アメリカの税法上の控除は断然広く、必要経費に当らない諸支出、損失中災害、盗難等による雑損、身代金当りの誘拐、詐欺、飛鳴等による損失も含む、医療

療費の控除はもとより、貸金の取立不能(保証債務の履行に伴う求償不能を含む)、有価証券の無価値化による損失、さらには各種租税支払利息、プリミーなどの控除まで認められる。(17)この支払利息は、もちろん事業関連の借入金利息ではなく、住宅の購入費、生活費等純然たる家事費用に係る借入金の利息で、その控除はもと

もとは事業債務借金の利息との間の別がつきにくいところから認められたものといわれる。われわれには理解しにくい制度で、税制論上批判がある。(18)

(四) アメリカの制度と比べるに、現在でもわが国の控除が制限的であることは否めない。家計面の特典の支出(損失)について雑損、医療費の控除などが認められ

ているのは、一般に、個人の責任に帰し難いやむを得ないものに限りて控除を認めるという思想であり、それは雑損原因がアメリカより狭く、災害、盗難およびこれに類する横領に限定し、詐欺、恐喝等には及んでいないことも表われている。さらに知人に対する貸付金の回収や債務保証の履行に伴う求償権行使の不能による損失の控

一局一会の問題点

昭和十七年二月に、当時の弁護士、計理士、三年以上税務官に在職した税務職員を資格とする税務代理士法が制定されたこと、わが国における税理士制度の前駆的役割を果たしたことになる。

戦後に至り、シャープ動向によって、昭和二十六年六月、従来の税務代理士法に代えて、新たに税理士法が制定された。そしてその附則第二項に「旧税務代理士法に基づく税務代理士は、この法律施行の日において第四十九条第四項に規定する事務を行うことを目的とする法人となつたものとする」に基き税理士会ができた。税務代理士会は会員の強制加入制であったが、この税理士会は、憲法に保証する職業選択の自由や結社の自由を奪わないとの建前から強制加入を避け、民法第三十四条により設立される公益法人となり、会員の加入も自由であった。しかし、このような税理士会の自由加入制は自主的に税理士の質の向上を図るべき点からは好ましくないとして、昭和三十一年六月の改正で、強制加入団体となり、今迄の公益法人としての社団法人を解散し、特別法人となった。

税理士の自由を求めて

一局複数会制の提唱は、こうした背景の上に登場しているのであるが、先ず、結社の自由は憲法に保証されている。しかも制度の沿革からみると、現に存在した社団法人時代の枠内なり一局複数会を認めていくという考え方が基本的にあつたわけである。よき団結の強化のために複数会に分化するのはそれを弱めるとする考え方があり得るのであるが、社団法人時代は任意加入において団結というものを考えていたのである。

支部の発展のためにも

一局複数会に伴う懸念の一つとして、その時々は支部の運営に支障を来すのではないか、という声がある。

周知のように税理士法の第四十九条の三に「税理士会は、国税局の管轄区域内の地域を管轄する税務署の管轄区域を地区として、又は国税局の管轄区域内の都道府県の区域を地区として、支部を設けることができる。」とあり、支部の存在は任意規定である。各支部毎におおむね税務署との機能的結びつきをもち、支部会相互間の友好的結びつきをもちあつていようとする。よき組織は同様にしているもの、支部における会員相互間の活発な連絡の必要さがその思想感情を超越し、少なからず支部階層では友好裡に仕事を進めているところもある。しかし、一面の増加とともに日本橋、京橋、神田等という大支部は、会員間の連絡が難しくなつてきており、支部本来の機能が有効に作用してなくなつて

支那の発展のためにも

一局複数会が実現して、そのそれぞれの支部ができたとしても、税理士法上の支部は税理士会毎に存置し、連絡会をもち、当番制で運営すればよい。一局複数会としての一つの税理士会が、税務署や支部とより密にいかにかかわり、工夫次第で円滑に運営可能とはいくらでもある。それぞれの支部が当番で合同研究会や研修会、親睦会などを主催してもいい。むしろ、今以上に支部や会員相互、税務署との連絡の必要性が生じていることが、支部の発展をうながすのではあるまいか。

その基本的態様は支部の面ばかりではない。局や庁との連絡調整の局面でも発揮すべきであり、何よりも一局複数会の志向そのものが、一般会員の声を汲み上げ、それが日進月進するものである。その点今の日進月進は全国七単位の税理士会の連合体だが、東京会における日進月進は、一般会員の意向がむしろ途中で方向を転換させられているように思われる。

まとめ

一局複数会による幾つかの税理士会に、もつと同志的結合によつて税理士が参加するのであるが、それは、あくまでも税理士の大きな団結のためであり、税理士会の組織の確立のためのものである。したがって、構成員も公認会計士たる税理士のみで二つの会に抱える意向を持っていない。良識ある人々と共同歩調をとりつつある。そして日進月進下に入ったとき、それぞれの会が切磋琢磨しあひ、競争しあひ、協力しあひ、日進月進の信用をいかに高め、税理士の地位の向上をいかに高め

「東方見聞録」の昔から



13世紀のこと。『皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。"こう葉"にすれば、たいへん役立つ...』そして燃料にもなる...これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で紹介している石油のおはなし。この頃すでに、石油は人間の生活のなかで使われていたことがわかります。いまではもう、私たちにとってなくてはならない石油。丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる努力をつづけています。

丸善石油

世の中、なにが起るか、わからない

いざというとき、お役にたちます。

大正海上火災

社会生活、経済生活の高度化、複雑化に伴って身のまわりの危険も多様化してきています。わたしたちは、人間社会の「安全と繁栄」への願いをこめて数多くの保険を開発し、みなさまのお役に立つよう努力しています。

皆さまの保険コンサルタント



大正海上火災 代理店

本店：〒104 東京都中央区京橋1-5 ☎03(561)9111(大代)

暑中お見舞申し上げます

石原 光夫 新宿区神楽坂二二一 電話(二六七)八四九六	石田 鉄三 墨田区八広三二一五 電話(六二二)五五九六	石井 操 千代田区飯田橋二二三 電話(二六六)二二二〇	石井 巖 足立区立三三二二 電話(八八七)六三五二	池田 洋次郎 北区王子二二一三 電話(九二二)八二二一	飯沼 清夫 足立区梅田七二一五 電話(八八〇)八二八二	有賀 徳寿 台東区浅草六三三五 電話(八七三)七九八三	荒井 正 葛飾区東新小岩二一六 電話(六九二)五二二〇	浅見 孝 中野区上高田四一四 電話(三八〇)三六三六	浅井 新平 目黒区中町二二三三 電話(七二二)八七四四
大盛 広吉 足立区千住柳町三一七 電話(八八二)六二二五	大堀 雅三 杉並区梅里二二二一五 電話(三二四)四二二二	大江 晋也 渋谷区宇田川二二三 電話(四六三)六四四〇	海老 美与治 港区六本木四一八八 電話(四〇四)〇八九一	宇津木 三郎 世田谷区桜一六一六 電話(四二九)七二〇九	岩村 謙一 中野区中野一五六五 電話(三六三)一六〇四	岩崎 守利 新宿区原町一七三三 電話(二〇二)三三三三	井上 準一 千代田区神田三三三 電話(二九四)三〇二二	伊藤 秀雄 板橋区板橋二五六七 電話(九六二)一三四五	市川 隆 国立市西一三一 電話(四五五)七三三三
上山 五郎吉 武蔵野市境二二二三 電話(三三三)二二二六	兼山 金刀園 練馬区上石神井一三〇八 電話(九九〇)八三四四	加藤 隆之 台東区西浅草一六六四 電話(八四三)〇六六一	長田 邦福 港区新橋二六一三 電話(五〇〇)七三四四	小川 敏市 台東区三輪二二八二 電話(八七三)七二六八	小川 弘明 荒川区東尾久二六二二 電話(八九〇)〇〇二二	小川 一郎 大田区池上六一一九 電話(七五三)一六七七	岡部 謙三 中野区中央四一七 電話(三八〇)五九四七	岡田 一馬 墨田区立花一三三六 電話(六二二)一八九〇	岡崎 寿士 中野区本町四一九二 電話(三八三)一五八一
佐々木 秀明 台東区東上野五一二 電話(八四二)〇〇四八	酒井 浅男 中央区湊二二一七 電話(五五〇)〇六四四	三枝 潮 世田谷区鷹野一三九三 電話(四九九)五三八一	斎藤 嘉三 杉並区井草四二二二 電話(二九九)九四六一	倉田 由次 足立区梅島一八九五 電話(八八七)八四五一	久保村 得治郎 板橋区水川町二二八 電話(九六二)二二二〇	木村 久弥 中央区日本橋人形町一 電話(六六〇)三六〇三	岸本 勝次 台東区台東四一〇七 電話(八三二)二四六一	川田 浩之 新宿区諏訪町二六八 電話(二〇二)三七一	河合 貞司 江東区大島二二〇一 電話(六八八)八四七六
高橋 栄吉 渋谷区代々木三五六 電話(三七〇)二四七六	千正 清夫 中央区日本橋茅場町一 電話(六六八)〇〇五一	関口 秀男 中央区銀座四一三 電話(五四二)七五六一	鈴木 三男 大田区池上四二六二 電話(七五三)七四〇〇	須崎 孝美津 北区西ヶ原二二四〇 電話(九二〇)六六六六	諏佐 市之亟 新宿区西大久保三三八 電話(二〇〇)六二二一	下田 友吉 台東区根岸一〇一五 電話(八七四)七三三七	清水 多四郎 墨田区業平三二〇 電話(六五五)三九八八	島田 百郎 練馬区石神井台四二五 電話(九二〇)八二二七	塩崎 四郎 中央区日本橋茅場町一 電話(六六〇)〇六六七
中島 育広 世田谷区玉川瀬田町五九 電話(七〇〇)三三三二	長坂 利正 練馬区中村北四二四 電話(九九〇)一三三一	内藤 安巳 大田区蒲田二七一六 電話(七三二)五三三三	土橋 栄夫 渋谷区本町六四〇 電話(三七七)三七一〇	網島 慶寿 品川区西五反田二二九九 電話(四九四)二二五六	玉家 義雄 大田区久が原六一六 電話(七五三)〇四七一	田中正盛 大田区多摩川二二六一 電話(七五〇)六二五二	田中 佐門 台東区柳橋一三九七 電話(八六二)〇三九四	田中 勘二郎 中央区八丁堀三二一 電話(五五二)三三三三	高森 利正 江東区亀戸二二四九 電話(六八八)五三三一
松木 正輝 荒川区西日暮里一九四 電話(八九二)三〇一	前田 実 千代田区神田飯田橋三三 電話(二五二)八九四九	古屋 勝成 八王子市本町一五一 電話(四二二)〇五〇九	藤井 邦保 江東区富岡一三二 電話(六四二)三三三三	人見 敦 文京区小石川二二二 電話(八三三)〇六八四	浜中 忠礼 青梅市河辺町五二二 電話(六四二)三三三三	橋本 一雄 葛飾区柴又一九一七 電話(六〇七)二二六六	橋田 光臣 八王子市元本郷四一〇 電話(三三三)二六三二	二村 倍吉 港区西新橋一八八 電話(五〇二)〇八二〇	永島 徳造 豊島区目白四二四四 電話(九五四)〇三三五
村上 正雄 世田谷区下馬五二二八 電話(四二二)四四八七	三輪 三郎 杉並区高円寺南一六一 電話(三二五)三三三三	宮武 一 江戸川区南小岩三二〇 電話(六五七)五九九四	宮下 昌久 中央区日本橋茅場町二 電話(六六〇)七四〇七	都沢 美夫 江東区永代二二二四 電話(六四二)二九三三	峯木 清 墨田区江東橋三二二三 電話(六三三)九二七一	水葉 義一 秋川市小川八三六 電話(五五八)三六二二	丸山 潤次 豊島区北大塚二二二 電話(九一七)五二〇一	丸山 修司 北区赤羽西三三四三 電話(九〇〇)三三五五	的場 輝夫 台東区台東一三〇一 電話(八三三)三四九五
渡部 正広 文京区目白台二一九八 電話(九四二)二七七七	渡辺 孝夫 小金井市町三九九二 電話(三三八)六六八八	和田 新之助 文京区本郷二二六一 電話(八二四)五八九五	若林 恒雄 中央区築地二一九二 電話(五四二)六六三三	吉田 承治 目黒区上目黒四四一〇 電話(七一九)三六四一	山本 日出磨 千代田区大手町二二七 電話(四二二)六六六六	山本 敏郎 港区西新橋二二〇三 電話(四三三)五二二四	山名 正夫 新宿区西五軒町三五 電話(三六〇)二七九一	森山 頼一 杉並区清水一五二一 電話(三九九)〇六〇一	村松 良市 国分寺市内藤一〇四一 電話(四五七)三三〇七

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

- 一局複数会制達成資金 応募者ご芳名**
- | | |
|--------------|--------------|
| 宇津木 三郎 関 弘 | 三宅 忠男 小松原英次郎 |
| 西島 常祐 下田 友吉 | 橋本 一雄 藤井 幸彦 |
| 武田 辰良 磯部 秀夫 | 石原 光夫 植田 弘 |
| 和嶋 辰良 松本 正輝 | 丸瀧 馨 加納 清 |
| 岡崎 壽士 吉野 英一郎 | 薄衣 佐吉 園田 昇 |
| 歌代 浩之 森田 賢治 | 御藤納福三郎 前田 秀男 |
| 川田 正一 樋口 俊二 | 長谷川 健一 山田 義和 |
| 岩島 恒太郎 宮崎 敦之 | 戸張 道也 岡部 謙三 |
| 大森 三郎 長吉 泉 | 猪鼻 久夫 鈴木 実 |
| 本島 秀男 三浦 藤四郎 | 伊藤 忠吉 吉川 修二 |
| 中村 徳壽 戸田 安久利 | 脇坂 外規雄 等松 慶夫 |
| 有賀 和雄 池田 謙一 | 森 福造 佐藤 次男 |
| 鈴木 義雄 吉田 信雄 | 中尾 清治 久野 貞義 |
| 玉家 三沢 三沢 秀雄 | 遠藤 平治 小林 郷司 |
| 宮坂 保清 高橋 栄吉 | 川島 勲 新居 睦雄 |
| 杉浦 民治 高橋 栄吉 | 川島 勲 新居 睦雄 |

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…ニュース、一局複数会制達成こそ急務
二頁…所得税法における「課税所得」をめぐる／植松守雄 或る弁護士会の歴史(1)

一局複数会制達成こそ急務

第一税理士協議会岡崎会長強調

第一税理士協議会では、具体的可能性の芽が出てきた一局複数会制につき、現在各方面話し合いを進めて、その芽生えの成長を模索中であり、関連して請願署名運動の今後などにつき、岡崎寿士会長から一文を寄せていただいた。

一局複数会制達成の気運が熟し、名を集めて、さき分と合せ関係者へ提出することになり、一当向へ提出することになり、何卒かつて署名頂いた方々におかれましては、寛容なるご了解を賜りたく存じます。

（高承のように第一税理士協議会）は今日まで税理士会の内部において税理士会の正常化に努力してきました。それ以外にも、税理士会の会務は昭和四十二年頃より偏狭的思想グループの影響を受けつつある状況となり、それは今日もなお続いておられます。もともと東京税理士会の場合も九千名からの会員数を擁し、一般論的にいって多数的多数の意向を会務に反映させることは困難であります。おそれ、一局複数会制をめぐる社会的政治的動向が私たちに有利に転回してまいり、それは更に二千名、三千名という多人数を必要としておられますので、引続き広く啓蒙活動を、強引にその思想的発

「公開質問」に 東京税理士会 過激派理事動向

去る八月九日付をもって、東京税理士会日本橋支部会員の内藤光夫氏（東京税理士会副会長）が、波多野重雄東京税理士会長へ公開質問状を、「税理士新聞」七月五日第二号紙上を通じて出して、内藤氏の公開質問状は要するに、このたびの東京税理士会役員選挙に関し、波多野氏が「東京税理士会」と順守の義務をもつ選挙協定を結んだことを選挙中波多野氏の項目と等しく、とくに極秘にしたわけでもなく、内藤氏もむしろ連合会長選の増進作ではないか、というような趣旨のものがべらべらしていた。内藤氏は更に同新聞二二号において、日本共産党と一体的な税理士会と順守義務のある協定を結んでいるのは理解し苦しみ、東京会の会務運営はその協定に基くものであるのではないかと、所信を波多野会長に発表すべきではないか、との具体的な意見をのべている。同氏は同趣旨の発言を大改正風会（ニューズ）座談会においても行って、これは、副会長らしくないとして、八月五日の東京税理士会第七回総会の一部理事から批判が出たという。

去る八月五日の第七回理事会で、日税連会長選挙に連関して、内藤副会長の税理士新聞へ投稿した波多野会長への公開質問状、大改正風会（ニューズ）座談会での発言、税理士新聞への再度の投稿などが問題としてあげられ、理事から批判が出されたが、議長がこの問題についての質疑を打ち切り、議事終了後に内藤副会長の弁明と所信表明を行なっただけでこれに対する質問も認めませんでした。

内藤副会長の上記各言動は、会長を補佐し理事会の決定を忠実に履践すべき副会長の義務に違反し、東京会の団結を乱し、更に税理士会が反社会的な団体になりつつあることが印象を内外に与えたことと見做され、内外に与えたことが多岐にわたる。東京税理士会を大きく傷つけ、品位を傷つけるものであります。よって綱紀監察部等において調査検討のうえ厳正な処置をされるよう申入れます。

東京税理士会 理事 石井 春吉
同 今津 慶治 同 関本 秀治
同 内田 武男 同 高野 文雄
同 内田 武男 同 高野 文雄
同 大森 利栄 同 田中 弘一
同 大久保 貞夫 同 寺沢 隼人
同 加藤 貞夫 同 寺沢 隼人
同 鎌田 昭児 同 永田 孝男
同 唐川 満 同 山平 玲是
同 狩野 信雄 同 前田 宜久
同 小林 邦久 同 宮沢 護
同 首代 恵司 同 渡辺 要一
同 志岐 昭敏 同 渡部 至
同 志岐 昭敏 同 渡部 至

安心

コマギレでは安心できません。
火災、交通事故、病気、ケガ……保険はあらゆる場合を想定して備えましょう。コマギレでは安心できません。

大正海上火災 代理店

あなたの生活に必要な保険は当社代理店（この看板のお店）に選ばせてください。安心をまとめておとします。

きょうを支え あすを築く
大正海上火災
本店 千104 東京都中央区京橋1-5 ☎03(561)9111(大代)

●札幌支店	☎011(213)3311	●名古屋支店	☎052(261)6211
●仙台支店	☎0222(22)1431	●京都支店	☎075(221)8741
●宇都宮支店	☎0286(34)0231	●大阪支店	☎06(441)7171
●千葉支店	☎0472(42)9151	●高松支店	☎0878(25)2600
●大宮支店	☎0486(42)2131	●神戸支店	☎078(391)6501
●八王子支店	☎0426(46)3511	●岡山支店	☎0862(32)6262
●横浜支店	☎045(311)1381	●広島支店	☎0822(21)2401
●新潟支店	☎0252(41)0781	●福岡支店	☎092(271)8705
●金沢支店	☎0762(31)2187	●熊本支店	☎0963(54)8311
●静岡支店	☎0542(52)7151		

会長の日税連会長選挙に連関した言動について

去る八月五日の第七回理事会で、日税連会長選挙に連関して、内藤副会長の税理士新聞へ投稿した波多野会長への公開質問状、大改正風会（ニューズ）座談会での発言、税理士新聞への再度の投稿などが問題としてあげられ、理事から批判が出されたが、議長がこの問題についての質疑を打ち切り、議事終了後に内藤副会長の弁明と所信表明を行なっただけでこれに対する質問も認めませんでした。

内藤副会長の上記各言動は、会長を補佐し理事会の決定を忠実に履践すべき副会長の義務に違反し、東京会の団結を乱し、更に税理士会が反社会的な団体になりつつあることが印象を内外に与えたことと見做され、内外に与えたことが多岐にわたる。東京税理士会を大きく傷つけ、品位を傷つけるものであります。よって綱紀監察部等において調査検討のうえ厳正な処置をされるよう申入れます。

東京税理士会 理事 石井 春吉
同 今津 慶治 同 関本 秀治
同 内田 武男 同 高野 文雄
同 内田 武男 同 高野 文雄
同 大森 利栄 同 田中 弘一
同 大久保 貞夫 同 寺沢 隼人
同 加藤 貞夫 同 寺沢 隼人
同 鎌田 昭児 同 永田 孝男
同 唐川 満 同 山平 玲是
同 狩野 信雄 同 前田 宜久
同 小林 邦久 同 宮沢 護
同 首代 恵司 同 渡辺 要一
同 志岐 昭敏 同 渡部 至
同 志岐 昭敏 同 渡部 至

国債で特優生かす貯め上手

野村で国債

●国の発行で安全確実
●特優と普通の優、合わせて
お1人600万円まで利息が無税

野村証券 新宿支店
〒160 東京都新宿区歌舞伎町1-3
(新宿サブナード西武新宿寄り突当り)
☎(03)356-0531(代)

四 現行税法上の課税所得概念をめぐる

諸問題(承前)

2 課税所得計算上の控除項目の問題(承前)

以上のような損失(支出)を... 課税所得計算上の控除項目の問題(承前)

「費用」とい、「損失」とい... 課税所得計算上の控除項目の問題(承前)

所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

一橋大講師 植松守雄

(一) 戦前と比べ所得税の必要経費概念が拡大されたこと... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

「費用」とい、「損失」とい... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

「費用」とい、「損失」とい... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

「費用」とい、「損失」とい... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

「費用」とい、「損失」とい... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

「費用」とい、「損失」とい... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

「費用」とい、「損失」とい... 所得税法における「課税所得」をめぐって(4)

或る弁護士会への動き

(1)

大正十一年の日本弁護士協会の役員選挙はかつてない異例なものであった...

一局複数会制達成の一万円カンパを! 税理士のみなさん。盛夏のお手紙とともに、激しかった税理士会の役員選挙が全園的に終わろうとしています...



「東方見聞録」の昔から 13世紀のこと。「皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。『こう薬』にすれば、たいん役立つ...」

丸善石油 丸善石油の昔から

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

- 一頁 座談会/通知公認会計士会と第一税理士協議会
- 二頁 一局複数会制運動の具
- 三頁 体化を機に語る
- 四頁 所得税法における「課税所得をめぐって(完)

植松守雄
或る弁護士会の歴史(2)

座談会

通知公認会計士会と第一税理士協議会

一局複数会制運動の具体化を機に語る

特集



第一税理士協議会が、税理士会内の志を同じくするグループと共に進めている一局複数会制運動は、やがて実現に近づくと見えてきた。そのために、一局複数会制に反対の動きもあるやに聞え、賛成する人ももちろん関心を寄せる人々を心配させている。とくに公認会計士協会の通知公認会計士制度とのあり方を懸念される向きもある。第一税理士協議会の運動と通知公認会計士会の運動は共に意義があり、一方の活動が一方の活動にマイナスに作用してはならない。そこで、この機会にあわせて通知公認会計士会代表と第一税理士協議会の代表に、それぞれの運動の経過と現状及び展望を語って頂いた。座談会は友好裡に終始し、一定の成果を挙げた。一読願いたい。

岡田 本日は諸先生方お忙しいところ、また懇話会のなかに出席頂きまして、まことにありがとうございます。この際、第一、第一税理士協議会が主として掲げておられる一局複数会制運動が税理士会内の志を同じくするグループの賛同を得ていよいよ具体化の曙光が見えてまいりましたので、その運動と通知公認会計士会との関係は何かあるべきか等につきまして、この際、できるだけ明らかにしておきたい。この座談会に、内外の諸先生方のいろいろな懸念を少しでもお答えできる必要がありました。どうぞよろしくお願い致します。

因みに第一税理士協議会には、先方ご承知のとおり税理士会の方針において税理士会の正常化のことをスローガンとして今までいろいろ働きかけてきたわけでありますが、何しろ税理士会は非正規に膨張し、東京税理士会においてはすでに会員が九千名になんなんとする状態、そもそも統一見解を出すということが物理的にも非常に困難な状態であり、とかくわれわれの意見というものが執行部に到達せず、もはや一局複数会制を実現すること以外に正常化は困難であるという結論に至りました。いろいろ今後の運動について具体的な話が進んでおられるわけですが、そこで誰よりも先通知公認会計士会の幹部の方々に理解

お願いしたいと存する次第でございます。そのようなことで、詳しくは後刻岩崎副会長からその経過報告があると思いますが、これから開会をさせていただきます。開会の辞を、下田副会長からお願ひいたします。

下田 私、第一税理士協議会副会長の下田でございます。本日は第一税理士協議会のほうから通知公認会計士会に呼びかけられたことになっておりますが、とにかく両方向同じ立場で、共催という形で座談会を進めたいと考えておりますので、ただいま副会者からお話もありました趣旨で、ひとつずつ協力をお願いいたします。簡単なことですが、開会のあいさつといたします。

岡田 次に、この進行要領によりまして各代表の先生方のごあいさつをお願いしたいと思います。まず、まことに恐縮でございますが、通知公認会計士会を代表されまして公認会計士協会の岩井副会長よりお願いいたします。

岩井 では、ご指名でございますので、あいさつ申し上げます。今日は、当初第一税理士協議会さんと、通知公認会計士会の関係者を懇話したいというお招きを頂いて、私にも出席するつもりでございましたところ、その後座談会という形になったようにもなっておりまして、とにかく

当初の懇話というお話の趣旨に添ってお願いさせていただきます。本日は、通知公認会計士会側からいろいろ忌憚のない意見が開陳されると思いますが、これは内輪のご話でございますので、あくくはらんな意見の交換というところを、支那組織はどうなるのか、というところまで、会員の皆様にはいろいろの懸念が、ありのままであり、公認会計士会の本・支那関係の会合で、私や岩崎副会長らが出席致しましてできるだけ説明申し上げておきます。そのなかで、同じような理想を追究していただく、何となく、通知公認会計士会の皆様のご理解を先ず第一に得たく存じますので、本日の座談会となりまして、いろいろ忌憚なくお話し頂く過程で、問題点を浮彫りになって、今後の運動に資するところがあれば、まことに幸甚だと存じております。どうぞよろしくお願ひ致します。

と、いってございまして、ありがとうございます。とにかく両方向同じ立場で、共催という形で座談会を進めたいと考えておりますので、ただいま副会者からお話もありました趣旨で、ひとつずつ協力をお願いいたします。簡単なことですが、開会のあいさつといたします。

岩井 ありがとうございます。まことに恐縮でございますが、通知公認会計士会を代表されまして公認会計士協会の岩井副会長よりお願いいたします。

岡田 ありがたうございまして。それは、第一税理士協議会の岩崎副会長、ごあいさつをお願い致します。

岡崎 岡崎です。今まで極端にからいりお話しがありましたところ、第一税理士協議会が既に提唱してまいりました一局複数会制運動がやがて具体化する兆が見えて

岩井 ありがとうございます。まことに恐縮でございますが、通知公認会計士会を代表されまして公認会計士協会の岩井副会長よりお願いいたします。

岡田 次に、この進行要領によりまして各代表の先生方のごあいさつをお願いしたいと思います。まず、まことに恐縮でございますが、通知公認会計士会を代表されまして公認会計士協会の岩井副会長よりお願いいたします。

岡崎 岡崎です。今まで極端にからいりお話しがありましたところ、第一税理士協議会が既に提唱してまいりました一局複数会制運動がやがて具体化する兆が見えて

岩井 ありがとうございます。まことに恐縮でございますが、通知公認会計士会を代表されまして公認会計士協会の岩井副会長よりお願いいたします。

岡田 次に、この進行要領によりまして各代表の先生方のごあいさつをお願いしたいと思います。まず、まことに恐縮でございますが、通知公認会計士会を代表されまして公認会計士協会の岩井副会長よりお願いいたします。

出席者

同 理 事	同 副 会 長	同 幹 事 長	同 副 幹 事 長	同 担 当 務 務 理 事	同 担 当 務 務 理 事	同 担 当 務 務 理 事	同 担 当 務 務 理 事	同 担 当 務 務 理 事	同 担 当 務 務 理 事
川 口 菊 夫	松 木 正 輝	下 田 友 吉	兼 山 金 刀 園	岡 田 一 馬	岩 崎 守 利	渡 辺 光 榮	岡 崎 寿 士	戸 張 喜 一 郎	岩 井 敏

オフィスさわやか



ウチダのジムキ

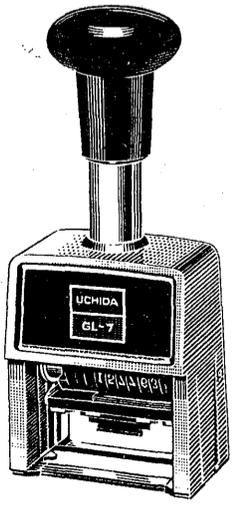
UCHIDA
明日を創り 明日をひらく
株式会社 内田洋行
事務機器事業部
〒104 東京都中央区新川2-4-7 ☎03(553)3111

「東方見聞録」の昔から

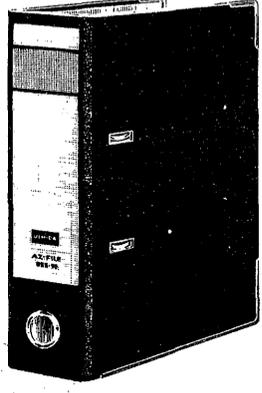


13世紀のこと。皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。「こう薬」にすれば、たいへん役立つ…そして燃料にもなる…これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で紹介している石油のおはなし。この頃すでに、石油は人間の生活のなかで使われていたことがわかります。いまではもう、私たちにとってなくてはならない石油。丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる努力を続けています。

暮らしに石油をお取りする
丸善石油



ナンバリングGL-7型
「徹底的に軽量化。
見やすく、きれいな印字」
フレーム、字輪ともに樹脂製で、いっただんと軽量化されています。字輪を11割機構にして「0」が沈む機構をなくしたので、たいへん使いやすくなっています。見やすく鮮明な印字がうります。他にAP-7型、DN-7型があります。



ウチダAZファイル
「たっぷり収納。窓つきファイル」
ファイリング能力(50ミリ)のわりには小さなスペースです。止め具はアーチ式で見開きが簡単。他にスモール、スプリングスライド式、Z、データファイルがあります。

第一税理士協議会

運動の経過と現状

岡田 どもありがとうございます。約十年の長期にわたって税理士会の正常化運動を展開し、もって商法改正成立へ間接的に果たした第一税理士協議会の役割は大きかったと思います。

岡田 どもありがとうございます。約十年の長期にわたって税理士会の正常化運動を展開し、もって商法改正成立へ間接的に果たした第一税理士協議会の役割は大きかったと思います。

通知公認会計士会

運動の経過と現状

岡田 どもありがとうございます。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。

若井 先生、ご挨拶。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。



通知公認会計士会

運動の目標と将来

岡田 どもありがとうございます。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。

若井 先生、ご挨拶。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。



通知公認会計士会

運動の目標と将来

岡田 どもありがとうございます。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。

若井 先生、ご挨拶。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。

通知公認会計士会

運動の目標と将来

岡田 どもありがとうございます。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。

若井 先生、ご挨拶。通知公認会計士の経過、現状を、若井先生から説明頂きたいと思っております。

SUPER

スーパーな夜がやってくる。
スーパーウィスキーが
連れてくる。

スーパーウィスキー
スパーニッカ

3000円
特級 760ml

ニッカウヰスキー

経営効率向上への推進力

リット
コンピュータソフトウェア

コンピュータールームから
会議室へ、重役室へ、
機能的なワゴンです

必要なデータが
一括して整理
移動できる

No.1325 K
エビータファイルワゴン

No.1327
コンピュータファイル用
ハンガーフレームセット

No.1326
エビータハンガーワゴン

事務用品の総合メーカー
リット産業株式会社

(一頁から続く)

一局複数会制推進の意義

これは必ずしもそうではないが、現実には一ないかと思ふ。... (一頁から続く)



松本 それと今の質問とは直接... (一頁から続く)

松木 それは今の質問とは直接... (一頁から続く)

松木 それは今の質問とは直接... (一頁から続く)

松木 それは今の質問とは直接... (一頁から続く)

一万円資金応募者ご芳名

会員のみなさまへ... (一頁から続く)

- | | |
|--------|--------|
| 宇津木 三郎 | 関 弘 |
| 西島 常祐 | 下田 友吉 |
| 武田 徳男 | 磯部 秀夫 |
| 和野 辰良 | 松本 正輝 |
| 岡崎 寿士 | 吉野 英一郎 |
| 歌代 一郎 | 倉田 由次 |
| 川田 浩之 | 森田 賢治 |
| 岩尾 正一 | 樋口 俊二 |
| 大森 恒太郎 | 宮崎 教之 |
| 本島 二郎 | 長吉 泉 |

- | | | |
|-------|--------|---------|
| 丸瀧 石原 | 光夫 | 加納 清 |
| 中村 秀男 | 三浦 藤四郎 | 薄衣 佐吉 |
| 有賀 徳男 | 戸田 安久利 | 御藤納三郎 |
| 鈴木 和雄 | 池田 謙二 | 長谷川 健一 |
| 玉家 雅雄 | 吉田 信雄 | 西宮 憲 金子 |
| 宮坂 保清 | 三沢 秀雄 | 戸張 道也 |
| 杉浦 民治 | 高橋 栄吉 | 猪鼻 久夫 |
| 忠男 | 小松原英次郎 | 伊藤 忠吉 |
| 三宅 忠男 | 小松原英次郎 | 伊藤 忠吉 |
| 三宅 忠男 | 小松原英次郎 | 伊藤 忠吉 |

- | | |
|----------|--------|
| 遠藤 平治 | 小林 郷司 |
| 川島 新居 睦雄 | 岩村 謙一 |
| 斎藤 正直 | 嶋津 武敏 |
| 長坂 利正 | 園原 信次郎 |
| 吉村 太郎 | 浜中 忠礼 |
| 藤井 豊三 | 幸崎 康雄 |
| 市之丞 | 久保村治郎 |
| 甲越 文敏 | 松尾 栄一 |
| 田沼 次郎 | 岩崎 守利 |
| 兼山 金力 | 誠陸 |
| 石島 吉道 | 松下 誠 |
| 大谷津 勤 | 岩井 敏 |

皆さまの保険コンサルタント

大正海上火災 代理店

大正海上火災の代理店のしるしです

お気軽にご相談ください。

この看板の
あるところ。

大正海上火災

本店 〒104 東京都中央区京橋1-5 ☎03(561)9111(大代)

- | | |
|--------|--------|
| 浅井 新平 | 母屋 洋三 |
| 土屋 伝之助 | 上瀬 敏市 |
| 原 勲 | 小川 敏市 |
| 木村 久弥 | 熊木 貞夫 |
| 岡田 一馬 | 三輪 三郎 |
| 中村 勲 | 橋田 光臣 |
| 大盛 吉吉 | 長田 邦福 |
| 足立 著作 | 松本 裕 |
| 谷内 保三 | 宇賀村 輝男 |
| 藤岡 大造 | 田嶋 魁夫 |
| 前田 辰男 | 小田 博正 |
| 安田 正義 | 山田 博正 |
| 佐藤 三伍 | 河村 辰巳 |
| 陸 松永 | 正 豊 |

- | | |
|-------|--------|
| 橋本 賢一 | 小川 佐吉 |
| 辰巳 正衛 | 横原 保 |
| 徳田 正加 | 三義 |
| 伊藤 瑛介 | 中村 三三 |
| 山本 卓郎 | 川本 義人 |
| 川口 菊夫 | 藤井 幸彦 |
| 安藤 章 | 杉本 英太郎 |
| 木村 正司 | 沢井 達 |
| 富田 達郎 | 飯田 信一 |
| 渡辺 勇 | 坂田 信一 |
| 向島 秀隆 | 高橋 忠夫 |
| 笹生 武夫 | 中原 正紀 |
| 利根 忠一 | 佐藤 和一郎 |
| 田中 成和 | 原島 康雄 |
| 伊丹 元貞 | 勝野 慶夫 |
| 伊丹 元貞 | 勝野 慶夫 |
| 伊丹 元貞 | 勝野 慶夫 |

ワン・

ドライバーの責任にこたえます

自家用自動車保険

スリー・

再建築価額を全額補償

価額協定保険

(価額協定保険特約付住宅総合保険)

スリー

いまの収入をそのまま補償

所得補償保険

大正海上火災

本店 〒104 東京都中央区京橋1-5 ☎03(561)9111(大代)

松本 大さっぱい言いますと、いま東京税理士会の会員が一万...

松本 大さっぱい言いますと、いま東京税理士会の会員が一万...



松本 大さっぱい言いますと、いま東京税理士会の会員が一万...

財産づくりは野村

財産は大きく、効率的にふやしたいもの。株式投資、公社債、投資信託...

野村証券

〒103 東京都中央区日本橋1丁目 ☎(03)211-3811(大代表)

他、全国主要都市99ヵ店。

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁 座談会/通知公認会計士会と第一税理士協議会
二頁 ■一局複数会制運動の具体化を機に語る

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

戸張 先ほど私を尋ねたことは流動的というふうな答えで、しり切れたような感じがしますが、なぜあんなに質問をしたのかと申しますとこれは後の問題にかかわってくるんです。結局当面東京税理士会は、一局複数会制という志を同じくする人々が一本化しようとするのと、私がお互いの勢力の実態をよ

岡田 以上をもちまして、通知公認会計士会と第一税理士協議会のそれぞれの運動の経過と現状や将来の目標などが明らかにされたわけでございます。以上を前段階と致しまして、後半は両会との関係調整の問題とか、両運動の将来の展望などを論じてまいりました。その話のいとも致しまして、一局複数会制推進の意義などが前段のおりのほうで強調されましたので、一局複数会制に対する通知会の見解を先ず伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

奥野 実はこの一局複数会制の問題なんです。これについては先般のときも通知会としての意見は戸張幹事時代に申し上げてあるんで、われわれとしてはそれ以上も出ていないわけなんです。ですから、その意味では通知公認会計士会の公式見解ということになると、一局複数会制の問題は、これまで税理士会内部の問題であ

岡田 以上をもちまして、通知公認会計士会と第一税理士協議会のそれぞれの運動の経過と現状や将来の目標などが明らかにされたわけでございます。以上を前段階と致しまして、後半は両会との関係調整の問題とか、両運動の将来の展望などを論じてまいりました。その話のいとも致しまして、一局複数会制推進の意義などが前段のおりのほうで強調されましたので、一局複数会制に対する通知会の見解を先ず伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

奥野 実はこの一局複数会制の問題なんです。これについては先般のときも通知会としての意見は戸張幹事時代に申し上げてあるんで、われわれとしてはそれ以上も出ていないわけなんです。ですから、その意味では通知公認会計士会の公式見解ということになると、一局複数会制の問題は、これまで税理士会内部の問題であ

特集

通知公認会計士会と第一税理士協議会

■一局複数会制運動の具体化を機に語る

座談会

（2）

新しい税理士会は話しあい

岡田 下田先生、お答えをお願いします。

下田 下田先生、お答えになるかどうかはわかりませんが、今の戸張先生の発言、確かに公認会計士という立場で考えた場合、そういう心配が出るというのは無理はないと思います。

しかし、税理士という立場も合せてわれわれは、いま考えているのは、とにかく税理士法を一局複数会制の関係部分だけ取除き、改正して複数の税理士会を作ることが必要だということです。その税理士会は二か三か幾つできるのかわかりませんが、まず一国税務管内に二個以上の税理士会を作り得る道を開いておくということなんです。

しかも、それが地域的に分散することによって、或いはもともと早くからできていたと思うんです。が地域的な分散は税理士会でも反対がありましたし、われわれに

新しい税理士会は話しあい

岡田 下田先生、お答えをお願いします。

下田 下田先生、お答えになるかどうかはわかりませんが、今の戸張先生の発言、確かに公認会計士という立場で考えた場合、そういう心配が出るというのは無理はないと思います。

しかし、税理士という立場も合せてわれわれは、いま考えているのは、とにかく税理士法を一局複数会制の関係部分だけ取除き、改正して複数の税理士会を作ることが必要だということです。その税理士会は二か三か幾つできるのかわかりませんが、まず一国税務管内に二個以上の税理士会を作り得る道を開いておくということなんです。

しかも、それが地域的に分散することによって、或いはもともと早くからできていたと思うんです。が地域的な分散は税理士会でも反対がありましたし、われわれに

新しい税理士会は話しあい

岡田 下田先生、お答えをお願いします。

下田 下田先生、お答えになるかどうかはわかりませんが、今の戸張先生の発言、確かに公認会計士という立場で考えた場合、そういう心配が出るというのは無理はないと思います。

しかし、税理士という立場も合せてわれわれは、いま考えているのは、とにかく税理士法を一局複数会制の関係部分だけ取除き、改正して複数の税理士会を作ることが必要だということです。その税理士会は二か三か幾つできるのかわかりませんが、まず一国税務管内に二個以上の税理士会を作り得る道を開いておくということなんです。

しかも、それが地域的に分散することによって、或いはもともと早くからできていたと思うんです。が地域的な分散は税理士会でも反対がありましたし、われわれに

出席者	
日本公認会計士協会 通知担当副会長	岩井 敏
同 担当理事	戸張喜一郎
通知公認会計士会 幹事長	奥野 恒夫
同 副幹事長	田中富美夫
第一税理士協議会 会長	渡辺 光榮
同 副会長	岡崎 寿士
同 副会長	岩崎 守利
同 副会長	岡田 一馬
同 副会長	兼山金刀園
同 理事	下田 友吉
同 理事	松木 正輝
同 理事	川口 菊夫

財産づくりは〈野村〉

財産は大きく、効率的にふやしたいもの。株式投資、公社債、投資信託…〈財産づくり〉は、〈野村〉の窓口でお気軽にご相談ください。ベテランの係員がお待ちしています。

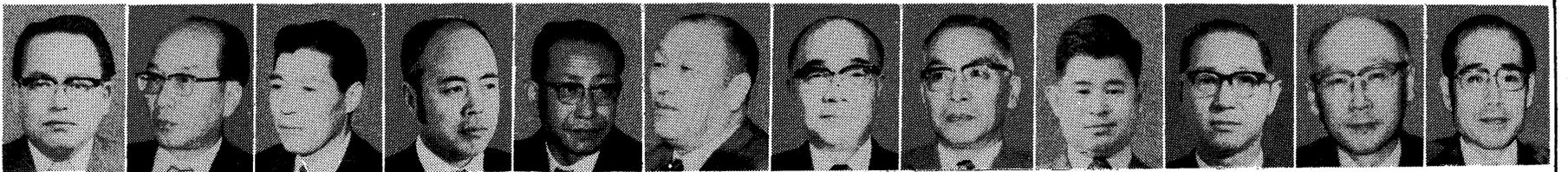
野村証券

〒103 東京都中央区日本橋1丁目
☎(03)211-3811(大代表)
他、全国主要都市99ヵ店。

SUPER

スーパーな夜がやってくる。スーパーウイスキーが連れてくる。

スーパーニッカ 3000円 ニッカウヰスキー



川口氏 松木氏 下田氏 兼山氏 岡田氏 岩崎氏 岡崎氏 渡辺氏 田中氏 奥野氏 戸張氏 岩井氏

（一頁から続く）
思うんです。
なな現状では、例えは東京税理士会の選挙をめぐっての状況、

一局複数会制運動の
いろいろな意義

岩崎 も一つ、戸張先生は政治運動の関連に動いてきました。
が、この問題は先般の公認会計士協会在東京役員会でも、話題になっ

現状打開への役所の関心

奥野 それで、今の一局複数会制の問題は、当局には打診されて

岩崎 も一つ、戸張先生は政治運動の関連に動いてきました。
が、この問題は先般の公認会計士協会在東京役員会でも、話題になっ

奥野 それで、今の一局複数会制の問題は、当局には打診されて

岩崎 も一つ、戸張先生は政治運動の関連に動いてきました。
が、この問題は先般の公認会計士協会在東京役員会でも、話題になっ

奥野 それで、今の一局複数会制の問題は、当局には打診されて

岩崎 も一つ、戸張先生は政治運動の関連に動いてきました。
が、この問題は先般の公認会計士協会在東京役員会でも、話題になっ

奥野 それで、今の一局複数会制の問題は、当局には打診されて

一局複数会制達成は
制度死守のため

岩崎 も一つ、戸張先生は政治運動の関連に動いてきました。
が、この問題は先般の公認会計士協会在東京役員会でも、話題になっ

奥野 それで、今の一局複数会制の問題は、当局には打診されて

資金の援助のお願い
一口二万円(一口以上)のこ醸出を!

岩崎 も一つ、戸張先生は政治運動の関連に動いてきました。
が、この問題は先般の公認会計士協会在東京役員会でも、話題になっ

奥野 それで、今の一局複数会制の問題は、当局には打診されて

或る弁護士会の歴史

志願する者に対しては「判例審査用試験規則」(明治45年5月15日司法省令第三号)によって、一定の学歴がある者について、司法官が行う第一回試験に及第して司法官試験となり、そのうえで一定期間の修習を経たのちに判例審査に合格して初めて判例審査に任命された。たゞし帝国大学法律学科卒業生に限り、第一回試験は免除することになっていた。これに對し「弁護士試験規則」(明治45年5月12日司法省令第三十七号)により「弁護士試験規則」(明治45年5月12日司法省令第三十七号)により、学歴の有無を問わず、年一回行われる弁護士試験に及第することによって、司法官に準じて判例審査資格を有する者、法律学を修めた法学博士、帝国大学法律学科卒業生に限り、無試験で弁護士となることと認められた。「同上」の規則にも判例審査と弁護士とは程度差があった。しかし、判例審査と弁護士とは法曹・裁判制度上の分業であった。三者の間に能力の差があつてはならないから判例審査に合格せよ、との声が大正モラシーの台頭ととも高まった。政府は大正七年一月十七日の勅令第七号「高等試験法」(大正12年5月1日施行)を制定して、司法官試験に合格すれば、司法官候補に採用される資格も取得でき、同時に弁護士となる資格も付与されることとしたのである。別はなくなったが、同時に受験資格に制限を設け、高等試験を予備試験と本試験に分けた。予備試験に合格しなければ本試験を受けられないこととし、予備試験は論文と外国語、予備試験を受け合格した者は、中学卒以上、但し高等学校、大学予科及び文部大臣が認定したこれらの学校に同等以上の学校卒業生は予備試験を免除されることとした。ところが、これでは中学卒業生は動かないから予備試験を受けないで、従つて「日本」は「東京」の誤り、従つて「日本」は「東京」として日本弁護士協会の総会です

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁 座談会/通知公認会計士
会と第一税理士協議会
■一局複数会制運動の具
体化を機に語る、ニュ
ース

通知公認会計士会と 第一税理士協議会

3

■一局複数会制運動の具体化を機に語る

特集

座談会

今こそ一局複数会制 実現のとき

川口 さくらに通知会の諸先生の
ご理解をお願いしたいこととして
は、税理士が全国で三万人以上い
ると思うのですが、その税理士
の連合会の会長の選挙を見ます
と、大阪の山本という方が十三対
一の東京の票で、すなわち十三
三単位の票を獲得して当選され
たわけですね。

そうしますと、その三万名会員
のうち九千名という東京の三〇
%近くの会員のメンツが保てない
と申しますか、十三対一で否決さ
れた会長を頭に頂いているという
ことにちょっと皆さま、ひどくど
んながら矛盾を感じませんか。も
うちょっとそのあたり何とかな
らなかつたものかというような気
がします。

それは、やはり添田さんから渡
多野さんになり、その個人的人格
がまたば行動してきた一部の組織
の強烈さか、そういうものがこ
のような十三対一という形を表さ
ざるを得ないようになってきた。
その前にもっと手の打ち方もあ
ったと思うけれども、それがひいて
は、ずっと各事務単位の支部の動
きにしても、支部の中だけでは和
気あいあいといながら、やはり
その影響がいろいろと出ているわ
けなんです。

とくに、従来は大體公認会計士
兼業者のような方たちが支部長を
歴代続けてこられて、最近はまだ

だんと公認会計士の若い人たちが
そのようなところに活発に出ませ
んところへもってき渡多野さん
に近いような人たちがなかなか活
発に動きまわし、そのようなこ
ろから支部長の椅子もどんどんと
前にいったような傾向が流れてい
くということですね。

そうしますと、支部の中も表面
は和気あいあいといっているよう
でも、何かぎくしゃくしたような
形になってきている。

これではならない。これは何と
かしなきゃと思いがなかなか
皆さん行動がとれないというこ
ろじゃないかと思うわけです。

その意味で、一局複数会とい
うことに対しては、通知公認
会計士会と第一税理士協議会とい
う人たちが、一局複数会と今
の状態でちょっとこのこと、一
局複数会の達成を急ぐべきであ
る人たちが、賛同をすする人た
ちが相当数あると思わなければ
ならない。そのようなところが目
まぐるしく変わってきている。今
や、今や時期的には最もいい時期
だと思わなければ、それが先づ
問題はいらるるあると思われば
も、実現した時にはまた解決の方
途もいろいろ生れてくると思つ
てます。隘路がある、懸念がある
心配がある、と、と、と、と、と、
その絶対的タイムシンクレー
ヤンスを失ってしまいます。

通知会の考え方 第一税理士協議会の考え方

若井 私は税理士会に十六年間
入っております。率直にいうと
あまり意義を感じませんでした。
たまたま疑問視しておいたとき
に公認会計士協会の通知公認会計
士制度をもっと活用しようとい
う方針を出されたので、それに呼
びかけて通知公認会計士になっ
たわけです。

そして、その後はご承知のよう
に協会の重点施策にも、公認会計
士の資格のまま税理士業務がで
きるように、その方針として通知
公認会計士への移行を促進するこ
うの施策が打ち出されましたが、

私はむしろこれは進まなかったと
いう感じを持っています。昭和
三十二年に税理士法が改正され
たときに公認会計士は税理士会に
加入しても五、六条の規定
による「通知」をすればいいこと
になったわけでありまして、その
改正の際に協会は公認会計士の資
格のままに税理士業務ができるよ
うな主張を致しましたけれども、残
念ながら当時はまだ旧団法にお
いたことであって通知という手続
を要するものになってしまいました。
た。いわゆる「たまたま論」とい
うのは黒字が要領よく、趣意説
明されたことが論拠になっており
ます。

私は参議院の大蔵委員会をその
とき傍聴したんですが、渡多野久
蔵さんが主税局長として答弁され
ましたけれども、その折にはた
ま論なほは出ませんでした。公
認会計士の方々の意見もあるの
で、ただ通知だけして頂ければよ
いというふうな説明だったわけ
です。

それで、当時協会は従来から
のお付き合いもあるから、協会の
会員がなにも事を荒立てて税理士
会を脱退しなくてもいいじゃない
かという考えをもっていた。それ
がずっと昭和四十五年まで、ス
ルズルと過ぎてしまった。税理士
の相当部分の人の意見が、協会側
からみると非常に不協定である
ということがわかって、通知公認
会計士会を作った。しかし協会の
会員の方々は、今までと協会の
勢が大きく変わりましたから、新
しい方針にならなかなじまない。
協会のほうも通知公認会計士が
あまり増えないから、なかなか思
い立った施策がとり得ないとい
う状態でした。一方、第一税理士協
議会の先生方が非常に苦勞をな
さしていることは私もよく知って
おりますけれども、一局複数会問
題がクロスアップされてきます
と、現在の協会の重点施策との矛
盾をどのように調整するのか。一
言で言えは相反するとも言える方
針が第一税理士協議会によって実
行に移されていくことになるわけ
でございます。その辺をわかれ
ればどう受けとめなければいけ
ないのか、非常に深刻な問題とし
て実は受けとっているわけなん
です。

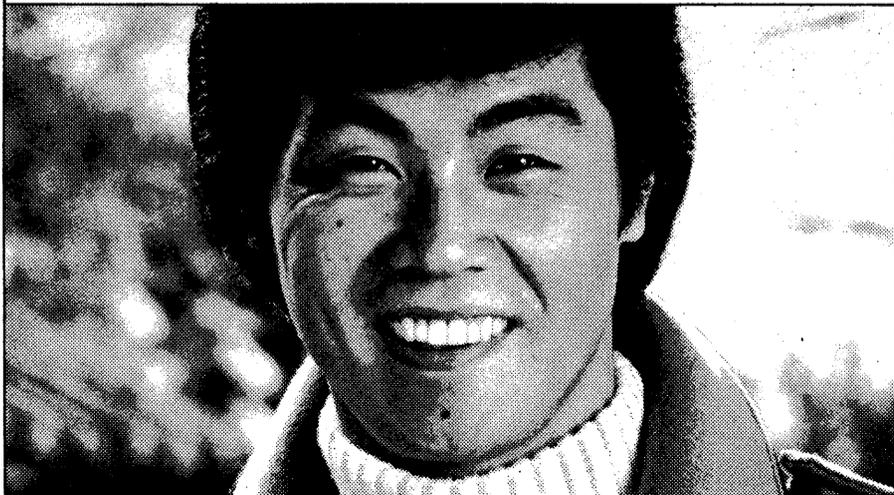
岡田 そういう局面ではなし
に、確かに、公認会計士の資格の
ままに税理士業務を行うことがで
きるようにすることが望ましい、
いすればそうならなきゃいけない
とわれわれも思っています。

しかし先程も申し上げたようにそ
ういう場合税理士会の猛反対を受
けるであろう。そのときで
きるだけ、きりきりした形でのよ
うな方向にもっていかなければな
らないんじゃないかという局面で
一局複数会を受けとることが大切

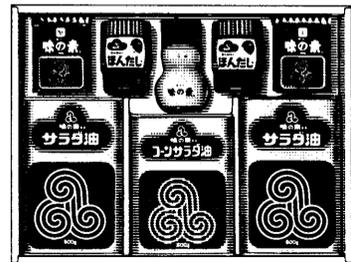


川口氏 松木氏 下田氏 兼山氏 岡田氏 岩崎氏 岡崎氏 渡辺氏 田中氏 奥野氏 戸張氏 岩井氏

奥さんによろしく。



男と男のつきあひも、いってみれば、内助が
あればこそ。今年もお世話になった方の奥さ
まへ、この「味の素暖かいバラエティギフト」
です。おなじみの調味料、食用油をはじめ、
海苔、「ほんだし」、かつおぶし(削り)、コーヒ
ーと全部で27種の詰合わせをご用意しました。
お値段は1,000円から10,000円までございます。



3,000円(税別)

ミセスの気持ちで27種 味の素暖かいバラエティギフト

「東方見聞録」の昔から



13世紀のこと。「皮膚病によく効くクスリが
地中からわきでている。「こう薬」にすれば、
たいへん役立つ…そして燃料にもなる…」
これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で
紹介している石油のおはなし。この頃す
でに、石油は人間の生活のなかで使われて
いたことがわかります。いまではもう、私
たちにとってなくてはならない石油。
丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる
努力をつづけています。

丸善石油

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁 座談会/通知公認会計士
会と第一税理士協議会
二頁 ■一局複数会制運動の具
体化を機に語る(完)

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

集談会 特座談

通知公認会計士会と

第一税理士協議会

■一局複数会制運動の
具体化を機に語る

(完)

一局複数会制達成は 高い次元のもの

岡田 有難うございました。田中先生、いかがでしょうか。

田中 私は一局複数会制とかそういう問題に対しては、特別意見はないんですが、私も一時税理士会に三年ばかり入ったことはあるんですが、結局僕らみたいに新しく開業した人間は、顧問先が東京中に散らばるわけですから、だからつきり言ってしまうと、税理士会に入っているメリットというのが殆どないわけですね。

だから、僕らから下の年代で友達なんかを見た場合、殆ど税理士会に入っていないわけですね。それで、税理士会のお話を聞いても、何か他人事という様な冷淡な感じがどうも出てくるんです。

公認会計士の資格のままで税務を行う法改正ですがこの問題についても実際問題としてそう簡単に三年や五年でできる問題とはみんな思っていないわけですね。業務の問題としては法改正ができていなくても今の通知手続で税務業務が行えて、特別に不便を感じていないわけですね。

それで、第一税理士協議会さんの一局複数会制による税理士会内部の正常化ということも、素直に感じていないというのか、そういう感じがあるんですね。

岡田 そうですね。その局面では実際私も向島支部に籍を置いていますが、殆ど支部会にも出たことがないですね。現在では感情的なからみもありますし、業務の上で支部に出なければ業務が支障するということもありません。そう、そういうことですね。税理士会の猛反対を受けては目標到達も遠のくということですね。やはり、その目標達成のためにも正常化された税理士会が必要で、それは一局複数会制ということなんです。そういう高い次元を受けとめて頂きたいと思うのですね。

お互いの理解と 協力で問題解決を

松木 今のお話で尽きています。だから、今の通知会、第一税理士協議会の問題も、おそろしく廻っているところの立場に立ってやるかという、これは渡辺先生が非常にいいことをおっしゃったと思うんですけども、人肉といふのはやはり立場とかいろいろなのがございます。或るひとつの問題について、例えば「三つ三つ」という意味があっても、その中で絶対的に正しいというものは、ありえないということもまたそのお

大所高所から

一局複数会制



座談会出席者

日本公認会計士協会 会通知担当副会長	岩井 敏
同 担当常務理事	戸張喜一郎
通知公認会計士会 幹事 長	奥野 恒夫
同 副幹事長	田中富美夫
第一税理士協議会 会 長	渡辺 光榮
同 副会長	岡崎 寿士
(司) "	岡田 一馬
" "	兼山金刀園
" "	下田 友吉
同 理事	松木 正輝
同 理事	川口 菊夫

も向ら差し支えないし、現状ではむしろそうしたほうが良いと思うんです。にもかかわらず税理士会に残っている最大の理由は、現状の公認会計士制度と比べると、税理士会の内部の状況を把握してないとなかなか問題が解決しないし、税理士会の新聞なりいろんな動きについての知らないという困ることがいろいろあるわけですね。

だから、これはもちろん公認会計士協会の重点施策として通知に移行していくという、これは協力がされる方はできるだけ協力して、

そのようにして頂きたいし、同時に、やはり先は申し上げたように立场上税理士会に残るという人たちの立場も、そういう意味で知って頂きたいということですね。

それで、このような問題がいろいろ出てきて、渡辺先生がおっしゃるように、やはりそれぞれの価値判断というのはそれぞれ違っていて思うんですね。そういうなかでどういうふうに解決していくかというように、できればお互いに解決を促していきたいと思

書き手を選ばぬなめらかさ

- インキのポテ・カスレがなく、試し書き不要です。
- 抜群の筆記量です。
- インキは4色、黒・赤・青・緑。カートリッジ式です。

特殊水性インキと樹脂チップの組み合わせが超硬合金ボールをなめらかに回転させます。

●ローリングライター(ストライア) ¥2,000

●ローリングライター(ゴールド) ¥1,000 ●(シルバー) ¥800

世界の人の上に

Pentel

ペンテール株式会社

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会会長岡崎壽士氏揮毫

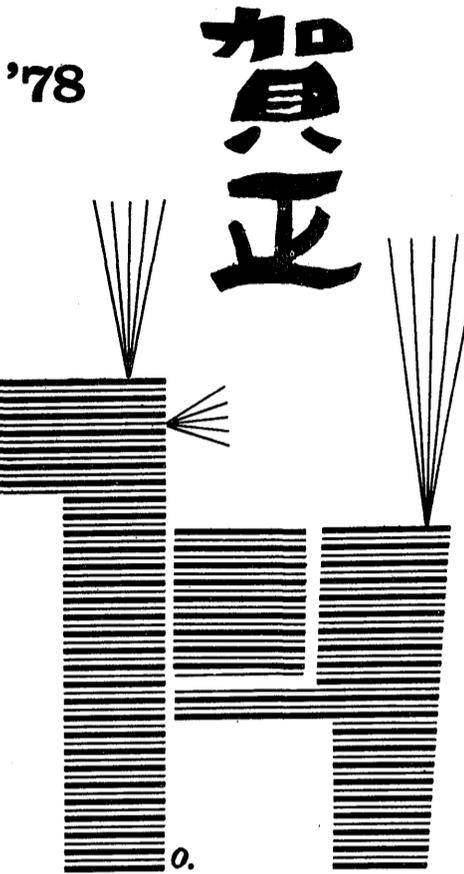
発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(816)3346
発行人 岡崎壽士(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年極1,000円)

目次

一頁 年頭の挨拶

二頁 ニュース、弁護士会の歴史(6)

三頁 名詞広告



年頭所感

第一税理士協議会会長
岡崎 壽士

新年おめでとうといふ季節。年頭に際し、会員の皆様のご健康とご繁栄を心から祈り申し上げます。

昭和五十二年は政治の混沌、経済の不振、企業倒産、失業の増加、物価高騰等国民生活の困窮に憂慮すべき状態でありました。このことばさらに今年も継続しており、これから脱出するためには国民全体となって忍耐と創造的精神をもつて余の努力をなすべきものと思ひます。

わが税理士会においては今年も引続き税法の改正、適法再改正問題への対応、青色申告会との関連等々諸問題に関する運動を展開されるものと思ひます。しかし、これらの運動はその方策を一歩過れば社会的信頼を失墜する結果とならぬことになり、果たぬかぬいことになり、その責任は誰かあるからと、独断で進めざるを得ず。

その原因は現行税理士法が税理士の現状に適合しなくなったこと。つまり一国税局管内に一つの税理士会の設立が認められないという原則と、さらに強制加入制であることから、好むと好まざるにかかわらず、その税理士会に入会しなければならぬということ。これは、税理士会発足時は会員も少数であり、この強制加入制は税理士会を強化するために有効であったのであるが、現状は、特に東京税理士会の場合は近く二万名にも達しようとしているマンモス会となれば、一般会員の声が執行部に適切に反映せず、執行部の独断が専らされることになり、なるのは必定、さだに、税理士の会員の構成が色々の資格を兼ねている兼業者が混在してあり、各々その立場の相違から生ずる意見の相異による摩擦が生ずる結果となる。一局一会制の弊害は会務の運営上のみならず、役員選挙においても、会費の徴収その他の使途についても、随所に露骨な差別が行われて、これが現実の姿です。

わが第一税理士協議会は過去十年間税理士会の正常化をモットーに一貫して活動を続け、先年の秋には、構造的不況の上、秋からは円高の追い打ちを受け、経済界は、苦しい越冬を強いられることになりました。このようなとき、私達の果たすべき役割は極めて重要で、倒産の影を憂える経営者に対して、企業防衛と財務改善等によりき助言を与え、もつて危機的切迫に協力することにより、社会の信頼を回復せねばなりません。いま、私達がその指導的機能を発揮し、各単位の力を結集し、互いに協力し、切磋琢磨し向上発展を招き、切實な努力を怠らざるべし、この結果も生れるでしょう、また対外的にも友誼団体としての支障をも与えないのがこの改正の特徴であります。

この実現のためには各単位の協力、同志的結合による近畿税理士会の正軌化、全国的な近畿税理士会と提携して協力し努力する必要があります。どうか今後ともご支援の程をの機会にお願ひいたします。

本年は是非この改正を軌道に乗せその実現を期したいものと思ひます。民主主義国家の制度として強制加入という制度が容認されるべきならば、その加入しようとする会の選択の自由は当然に認められるべきものと確信する次第です。勿論、この複数の会は地域割によらず、同志的結合による近畿税理士会と提携して協力し努力する必要があります。



新春のごあいさつ

近畿税務研究会会長
稲田 政治

稲田 政治

昭和五十三年の新春に際し、貴会ならびに貴会々員皆様、年頭のごあいさつを申し上げるに益々、構造的な不況の上、秋からは円高の追い打ちを受け、経済界は、苦しい越冬を強いられることになりました。このようなとき、私達の果たすべき役割は極めて重要で、倒産の影を憂える経営者に対して、企業防衛と財務改善等によりき助言を与え、もつて危機的切迫に協力することにより、社会の信頼を回復せねばなりません。いま、私達がその指導的機能を発揮し、各単位の力を結集し、互いに協力し、切磋琢磨し向上発展を招き、切實な努力を怠らざるべし、この結果も生れるでしょう、また対外的にも友誼団体としての支障をも与えないのがこの改正の特徴であります。

この実現のためには各単位の協力、同志的結合による近畿税理士会の正軌化、全国的な近畿税理士会と提携して協力し努力する必要があります。

昭和五十三年の新春に際し、貴会ならびに貴会々員皆様、年頭のごあいさつを申し上げるに益々、構造的な不況の上、秋からは円高の追い打ちを受け、経済界は、苦しい越冬を強いられることになりました。このようなとき、私達の果たすべき役割は極めて重要で、倒産の影を憂える経営者に対して、企業防衛と財務改善等によりき助言を与え、もつて危機的切迫に協力することにより、社会の信頼を回復せねばなりません。いま、私達がその指導的機能を発揮し、各単位の力を結集し、互いに協力し、切磋琢磨し向上発展を招き、切實な努力を怠らざるべし、この結果も生れるでしょう、また対外的にも友誼団体としての支障をも与えないのがこの改正の特徴であります。

この実現のためには各単位の協力、同志的結合による近畿税理士会の正軌化、全国的な近畿税理士会と提携して協力し努力する必要があります。

個人所得稅の秘密のすべてを明かす!

R.グード著・塩崎 潤訳



著者 R・グード

- シカゴ大学教授
- 国際通貨基金財務部長
- 財務省予算局経済担当官

個人所得稅

「最良の租稅」の研究
租稅問題の權威がおくる「法人稅」の姉妹書!

今日社 〒100 東京都千代田区永田町2-10-2 TBRビル 512号室 電話(581)3017



訳者 塩崎 潤

- 大蔵省主税局長
- 衆議院議員
- 外務政務次官

特別割引頒布 / 頒価2,400円(定価3,000円) — 東京公認会計士協同組合で扱っています

推薦のことば

大蔵大臣 大平正芳

推薦のことば

成蹊大学教授 武田昌輔

此度グード教授の「個人所得稅」の改訂版が上梓されることとなった。その訳者は長友塩崎潤君である。同君は大蔵省主税局長も勤めたわが国に数々の租稅問題の權威である。わが国も減速成長の時代を迎えて、今後の稅制のあり方に苦吟しているところである。またわが国財政は、中央地方を通じて

今日のように國債に過度に依存することは許されない。そうした際であるので、國民の間に少しでも租稅問題についての関心と理解が深まることが望まれる。塩崎君が本書を再び世に問われることはまさに時宜に適したものであると思ふ。広く江湖に御一読を勧めたい。

グード教授は個人所得稅を「ベストの租稅」とみて縦横無尽に基本的な問題を深く掘り下げるほか、日常生活に具体的な問題で解決に悩んでいるもの(通勤費、医療費、教育費など)についても明快な解答を与えてくれています。わが国で赤字公債は増稅によって解消す

ることが唱えられる一方、租稅理論に関する教科書が殆んどこのような問題を採り上げていないだけに、古くからの学友塩崎潤代議士が、代議士生活の多忙のなかにもかかわらず再びわが国に詳細にこれを紹介してくれたことは、まさに時宜に適したものであると思ふ。わが国で赤字公債は増稅によって解消す



年頭のご挨拶

東京税理士会会長

波多野 重雄

昭和五十三年の新年にあたり、謹んでお慶び申し上げます。石油ショック以来の経済不振から立ち直りの暇もなく昨年の後半には円高不況の波が国内に充ち、わが国はかつてない深刻な不景気に見舞われております。基礎産業や金融機関でも安閑たえないような重圧に覆われているように、中小企業にとってはさらに影響が大きく、逼迫した財政、経済の好転が本年冒頭の大きな課題であります。

税理士業界においては、昨年は役員選挙で皆様にも直接間接にご迷惑をおかけしましたが、再度東京会長の重責に就き業務の執行に日夜取り組んでまいりました。いま射程距離に入りつつある税理士法の改正運動に政府の理解を深めるために、税理士会と一体となった政治連盟の充実強化が必要と痛感して東京ならびに全国の税理士政治連盟の会長として組織の強化と国会議員との対話を広げることとを並目の目標にいたしました。幸い同業の士々の協力により一歩ずつ前進することができたものと思っております。

税理士法改正運動は全国三万の会員が長らく待望してきたものであります。

のであります。十数年前の法改正が国会日程から廃案に至った経緯を知悉してない会員も多数いる現在、その歴史的意義をすべての会員が把握することが必要であります。あの尊い教訓にもとづき、税理士制度の将来にむけては最も大切な、いかにそれを勝ちとるかが問題であります。そのように考えるべき、この運動は多数会員の真意により、その意思を積み上げて表明し推進していくべきものであり、一部のスタッフのみがまとめたものではないと高まっております。

税理士会が自主権をそなえたときに社会の各方面に対する業界の責任が明確化し、相互に人格を尊重した対話も生まれ、また個々の会員のプライドも高まっております。

か、そのため今年車庫は九千会員が一本となつて団結する必要があり、一人でも多くの会員の協力がなければなりません。税理士の業務の確立拡大とともにその組織する団体の自主権能の拡大こそが将来の発展の基礎となることを皆様にご強調しておきたいのです。このことは弁護士制度の歴史が如実に物語っているではありませんか。そしてこれが確立されればあとは運用の問題であり、人の問題であり、多数会員の意思を汲みあげ、その付託にこたえるために、の和をもつて小異を残して大同につく、小の意見にも耳を傾け一人でも多くの力を結集すれば何事も成るものだと理想像を描き、これを初めに終らせることなく本年も動いていきます。

どうぞ皆様の格段のご理解を賜わらうようお願い申し上げます。本年も皆様のご多幸と繁栄をお祈りしてご挨拶といたします。



新春のご挨拶

社団法人全日本税理士会会長

相馬 武人

謹んで新年のお祝いを申し上げます。年頭に際し、貴会委員のみなさまのご健勝とご発展を心からお祈りいたします。ご多幸を心から祈りますが、一言所感を述べさせていただきます。

大変深刻な不況の中に、昭和五十三年の新春を迎えました。私たちが職業会計人として、関与する企業の税務、会計、経営等に對する指導の重要性をいよいよ痛感しております。今年こそは、各業界が一体となって相協力し、混迷する経済からの脱出に全力を尽くすべきではないかと考えます。

わが国の職業会計人制度が、既に半世紀の歴史をもつたこと、その好成績を誇ることも、また、疑問がないとは言いきれません。この解決のためには、各業界が謙虚な気持ちで相寄り、建設的な話し合いを行なう必要があるのではないかと考えます。

歴史的にみれば、先ず計理士制度が制定され、次いで税務代理士制度が制定され、戦後税務代理士制度は税理士制度に、また

新たに公認会計士制度が制定されました。今日、税理士、公認会計士、両業界の発展には自覚的・自発的の努力が不可欠であります。敬意を表する次第です。

しかしながら、最近の社会の情勢は大きく変化いたしました。果して、わが国の職業会計人制度が、この変化に効果的に対応できる体制にあるかどうか、疑問がないとは言いきれません。この解決のためには、各業界が謙虚な気持ちで相寄り、建設的な話し合いを行なう必要があるのではないかと考えます。

歴史的にみれば、先ず計理士制度が制定され、次いで税務代理士制度が制定され、戦後税務代理士制度は税理士制度に、また



年頭のごあいさつ

税理士桜友会東京会会長

奈良 武衛

第一、税理士協会の皆様、ありがとうございます。昨秋の税制調査会の「今後の税制のあり方」についての答申でも明らかになりました。今後一般的に税負担の増加は避けられない情勢にあると見られます。

わたくしどもは、申告納税制度のもとで、納税の正しい申告と納税ができる様にお手伝いするに当たって、不況の実情を深く理解し、適正・公平な負担が課せられるように、格段の努力を必要と致しております。

また多年の懸案であった税理士法改正が、ようやく十億に上ることになりました。いよいよその基礎の固いものもあつて、その主張は相違も多々あつても

安心

コマギレでは安心してできません。
火災、交通事故、病気、ケガ……保険はあらゆる場合を想定して備えましょう。コマギレでは安心してできません。



あなたの生活に必要な保険は当社代理店(この看板のお店)に選ばせてください。安心をまとめておとどけます。

きょうを交え あすを築く
大正海上火災
本店 〒104 東京都中央区京橋1-5 ☎03(561)9111(大代)

- 札幌支店 ☎011(213)3311
- 仙台支店 ☎0222(22)1431
- 宇都宮支店 ☎0286(34)0231
- 千葉支店 ☎0472(42)9151
- 大宮支店 ☎0486(42)2131
- 八王子支店 ☎0426(46)3511
- 横浜支店 ☎045(311)1381
- 新潟支店 ☎0252(41)0781
- 金沢支店 ☎0762(31)2187
- 静岡支店 ☎0542(52)7151

- 名古屋支店 ☎052(261)6211
- 京都支店 ☎075(221)8741
- 大阪支店 ☎06(441)7171
- 高松支店 ☎0878(25)2600
- 神戸支店 ☎078(391)6501
- 岡山支店 ☎0862(32)6262
- 広島支店 ☎0822(21)2401
- 福岡支店 ☎092(271)8705
- 熊本支店 ☎0963(54)8311

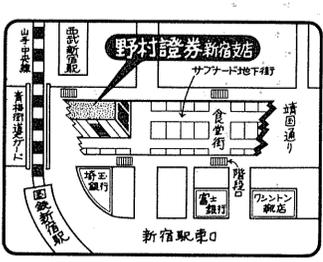
野村で国債

国債で特優生かす貯め上手

- 国の発行で安全確実
- 特優と普通の優、合わせてお1人600万円まで利息が無税

野村証券 新宿支店

〒160 東京都新宿区歌舞伎町1-3
(新宿サブナード西武新宿寄り突当り)
☎(03)356-0531(代)





石原光夫 新宿区神楽坂二一九 電話(二六七)八四九六	石田鉄三 墨田区八広三二一五 電話(六六一)五二四六	石井操 千代田区飯田橋二二三 電話(二六二)二二二〇	石井巖 足立区立三二二二 電話(八八七)六三五一	池田洋次郎 北区王子二二二二 電話(九二二)八二二二	飯沼清夫 足立区梅田七二五二 電話(八八六)八二八二	有賀徳寿 台東区浅草六三三三 電話(八七三)七九八三	荒井正 葛飾区東新小岩二一六 電話(六九九)五二二〇	浅見孝 中野区上高田四一四 電話(三八六)三六三六	浅井新平 目黒区中町二二三三 電話(七二二)八七四四
大盛広吉 足立区千住柳町三二七 電話(八八八)六二二五	大堀雅三 杉並区梅里一三二一 電話(三三四)四三三三	大江晋也 渋谷区宇田川二二三 電話(四六三)六四四〇	海老美与治 港区六本木四一八八 電話(四〇四)〇八九一	宇津木三郎 世田谷区桜一六一一 電話(四一九)七二〇九	岩村謙一 中野区中野一五六一 電話(三六三)一六〇四	岩崎守利 新宿区原町一七三三 電話(二〇二)三三三三	井上準一 千代田区神田橋三二五 電話(二九四)三〇二二	伊藤秀雄 板橋区板橋二五六一 電話(九六二)一三四五	市川隆 国立市西一三二一 電話(四七三)三三三三
上山五郎吉 武蔵野市境二二二三 電話(三三五)二二二六	兼山金刀園 練馬区上石神井一三〇八 電話(九二〇)八三三四	加藤隆之 台東区西浅草一六四 電話(八四三)〇六六一	長田邦福 港区新橋一六一三 電話(五八〇)七三三四	小川敏市 台東区三輪一八一五 電話(八七三)七三三八	小川弘明 荒川区東尾久一六〇二 電話(八九九)〇〇〇二	小川一郎 大田区池上六一九八 電話(七五五)一六七七	岡部謙三 中野区中央四一七一 電話(三八八)五九四七	岡田一馬 墨田区立花一三二六 電話(六二二)一八九〇	岡崎寿士 中野区本町四一九二 電話(三八〇)一五五一
酒井浅男 中央区湊二二二一 電話(五五二)〇六四四	三枝潮 世田谷区豪徳寺一九九三 電話(四九五)五三八一	斎藤嘉三 杉並区下井草四一三二 電話(三九九)九四六六	倉田由次 足立区梅島一八九五 電話(八八七)八四五一	久保村得治郎 板橋区水川町二二二八 電話(九六二)二二二〇	木村久弥 中央区日本橋人形町一 電話(六六六)三六〇三	岸本勝次 台東区台東四一〇七 電話(八三三)二四六二	川口菊夫 板橋区大山町二八八 電話(九六二)五六〇七	川田浩之 新宿区諏訪町二六一八 電話(二〇二)三七二二	河合貞司 江東区大島二二〇一 電話(六八二)八四七六
千正清夫 中央区日本橋茅場町一 電話(六六八)〇〇五一	関口秀男 中央区銀座四一三三 電話(四四二)七五六一	鈴木三男 大田区池上四二六二 電話(七五二)七四〇〇	須崎孝美津 北区西ヶ原二四〇六 電話(九〇〇)六二六六	諏佐市之丞 新宿区西大久保三八五 電話(二〇〇)六二二二	下田友吉 台東区根岸一〇一五 電話(八七四)七三三七	清水多四郎 墨田区業平三一〇一 電話(六二五)三九七八	島田百郎 練馬区上石神井一三〇六 電話(九二〇)八二二七	塩崎四郎 中央区日本橋茅場町二六 電話(六六六)〇六六七	佐々木秀明 台東区東上野五一二 電話(八四二)〇二四八
長坂利正 練馬区中村北四二二四 電話(九九〇)二二二二	内藤安巳 大田区蒲田二七一六 電話(七三三)五三三三	土橋栄夫 渋谷区本町六四〇一 電話(三七七)三七二〇	網島慶寿 品川区西五反田二三九 電話(四九四)二二五六	玉家義雄 大田区久が原六一六一 電話(七五二)〇四七二	田中正盛 大田区多摩川二二六五 電話(七五〇)六二五二	田中佐門 台東区柳橋一三九七 電話(八六二)〇三九四	田中勤二郎 中央区八丁堀三二二一 電話(五五二)二二三三	高森利正 江東区亀戸二二四九 電話(六八二)五三三三	高橋栄吉 渋谷区代々木三三五六 電話(三七七)二四七六
前田実 千代田区神田鍛冶町三三 電話(二五二)八九九四	古屋勝成 八王子市本町一五一二 電話(三三〇)五〇九〇	藤井邦保 江東区富岡一三二一 電話(六四二)三三三三	人見敦 文京区小石川二二二二 電話(八二二)〇六八四	浜中忠礼 青梅市河辺町五二二二 電話(三三三)三三三三	橋本一雄 葛飾区柴又一九九一 電話(六〇七)二二六六	橋田光臣 八王子市元本郷町四一〇 電話(三三三)三三三三	二村倍吉 港区西新橋一三八六 電話(五〇二)〇八二〇	永島徳造 豊島区目白四二四四五 電話(九五四)〇三三五	中島育広 世田谷区玉川瀬田町五二九 電話(七〇〇)三三三三
三輪三郎 杉並区高円寺南一六一五 電話(三二五)三三三三	宮武一 江戸川区南小岩三二〇一 電話(六五七)五九九四	宮下昌久 中央区日本橋茅場町二一 電話(六六〇)七四〇七	都沢美夫 江東区永代二二二二 電話(六四二)二九三三	峯木清 墨田区江東橋三二二三 電話(六三三)九二二二	水葉義一 秋川市小川八三六 電話(五五八)三三三二	丸山潤次 豊島区北大塚二二二三 電話(九二七)五二〇一	丸山修司 北区赤羽西三三四一 電話(九〇〇)三三五五	的場輝夫 台東区台東一三〇一 電話(八三二)三四九五	松木正輝 荒川区西日暮里一五九四 電話(八〇五)三三〇一
渡部正広 文京区目白台三一九八 電話(九四二)二七七七	渡辺孝夫 小金井市中町三九一三 電話(三三八)一六六八	和田新之助 文京区本郷二二六一 電話(八八四)五八九五	若林恒雄 中央区築地二一九二 電話(四四二)六六三三	吉田承治 目黒区上目黒四四一〇 電話(七一九)三三六二	山本日出磨 千代田区大手町一七七一 電話(四二二)六六六六	山本敏郎 港区西新橋二二〇三 電話(四三三)五五五四	山名正夫 新宿区西五軒町三五 電話(二六〇)二七九一	森山頼一 杉並区清水一五一四 電話(三九九)〇六〇一	村松良市 国分寺市内藤一〇四一 電話(四七三)三三三三

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

協 賛 祝 第 一

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁 特集/座談会
二頁 一局複数会とは何か
三頁
四頁 或る弁護士会の歴史 (7)

特集 座談会



写真は右より中嶋、大浜、岡田、岡崎、松木の各氏

一局複数会とは何か

一九七八年二月十四日(火) 於・税理士会館

はじめに

岡田 本日は諸先生方にはお忙しい中、この座談会のためにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
ご承知のように、過般、一局複数会制達成準備委員会から、一つの国税局管内に複数の税理士会設立を達成する署名のお願いが寄せられ現在、千余名からの同意署名が同委員会に寄せられているわけですが署名数としてはこの二倍くらいが必要かと思われ、ところが、税理士の諸先生にとっては「一局複数会制」という言葉が案外耳新しく、いじごのようになってしまうので同意署名を送りたいのだけれどもどうも一局複数会制の意味がよくわからない、納得できない声が多く聞かれています。いろいろの声を私どものところに届けています。同時に東京税理士会の波多野会長から、この同意署名運動に対する所謂「ご注意」が配られたものですから、益々多数の税理

もあつたというところも考慮に入れながら、一局複数会制について、いまいちよくわからないところがある。一番問題となるのは、一局複数会制とは何か、その意義及び現行のデメリット、支部組織の問題、行

一局複数会法の改正は税理士の権利

岡田 それではさっそく、いま岡崎先生から大体的なテーマが示されたのですが、そのほかにもお気づきの点があればいろいろお話しを伺いたいと思存します。
大浜 いま岡崎先生から、反対の方の都合がつかずお出でがなかったというお話がありましたが、私も、もっと振り出しに戻して、賛成・反対の以前の問題として、賛成・反対の以前の問題に先ず触れておきたいのです。とい

岡田 そういわれると、二つ作つたら罰則を科すというような強行条文はないかとも思存します。
大浜 会員の諸先生の念頭に合法的であつてほしいという願いが一つ基本にあると思存します。先ず理論的な観点から考えると、会を二つ作つてはならないという条文はないと思存します。
岡田 現行税理士法第四十九条は、「税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一個の税理士会を設立しなければならない」というのであ

一局複数会制の要求は十年前からあった

岡田 ありがうございませぬ。結局、いま大浜先生がおっしゃつたように、われわれは知識人であ

出席者		税理士大浜美代志	
(五十音順)			
(司)	岡崎 寿士	中嶋 時男	松木 正輝
〃	岡田 一馬		

いて、一局複数会制の話を進められても、一般法人や公益法人の場合ですと判断の応酬もできるかも知れませんが、いかんせん、税理士会は特殊法人ですから、行政指導されて、解釈はこうあるべきであるという結論が出ると、どうしようもないわけですね。
大浜 結局私はいいたいのは、現行税理士法の一つだとか二つだとかいうのは、そういう妥協的な曖昧なものだったということなんです。ですから、いま税理士会が進めている税理士法改正とは別であるということですね。私はそのことを先ず前提にしたいと思存します。
その意味では私は、一局複数会制の要求は税理士の中に数年前から実に長きにわたって声なき声としてあつた、それを一つの大きな運動として、一局複数会制達成準備委員会を中心として陣頭に立ち具体的に進めている第一、税理士協議会の方々に敬意を表したいと思います。

「東方見聞録」の昔から

13世紀のこと。『皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。"こう薬"にすれば、たいへん役立つ...そして燃料にもなる...』これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で紹介している石油のおはなし。この頃すでに、石油は人間の生活のなかで使われていたことがわかります。いまではもう、私たちにとってなくてはならない石油。丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる努力をつづけています。

暮らしに石油をお届けする
丸善石油

安心

コマギレでは安心できません。
火災、交通事故、病気、ケガ...保険はあらゆる場合を想定して備えましょう。コマギレでは安心できません。

●札幌支店 / ☎011(213)3311
●仙台支店 / ☎0222(22)1431
●宇都宮支店 / ☎0286(34)0231
●千葉支店 / ☎0472(42)9151
●大宮支店 / ☎0486(42)2131
●八王子支店 / ☎0426(46)3511
●横浜支店 / ☎045(311)1381
●新潟支店 / ☎0252(41)0781
●金沢支店 / ☎0762(31)2187
●静岡支店 / ☎0542(52)7151

●名古屋支店 / ☎052(261)6211
●京都支店 / ☎075(221)8741
●大阪支店 / ☎06(441)7171
●高松支店 / ☎0878(25)2600
●神戸支店 / ☎078(391)6501
●岡山支店 / ☎0862(32)6262
●広島支店 / ☎0822(21)2401
●福岡支店 / ☎092(271)8705
●熊本支店 / ☎0963(54)8311

★
大正海上火災
代理店

あなたの生活に必要な保険は当社代理店(この看板のお店)に選ばせてください。安心をまとめておとします。

きょうを支え あすを築く
大正海上火災
本店 千104 東京都中央区京橋1-6-20 ☎03(561)9111(代)

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…税理士法改正資料で揺れる税理士会
二頁…或る弁護士会の歴史

税理士法改正運動のあり方を探る 解説

税理士法改正資料で揺れる税理士会

日税連山本義雄会長名で昭和五十三年一月二十六日に日税連正副会合に出された日税連作成の「税理士法改正研究資料」によって税理士会の所謂基本要綱に基く税理士法改正運動は新たな局面を迎えた。この「研究資料」は、税理士会はいま支部に至るまで論議が沸騰しており、とれるものからとって「研究資料」の意見や、せめては「研究資料」を擁護するよう意見、そこから二月の連帯国会をのし、てはチャンスが遠のくという意見やなせ法改正を急ぐのかという意見などさまざまに横断されている。いったい基本要綱に基く税理士法改正の行方はどうなるのか? 混乱の極にある今、猪突を転換して新たなあり方、行くべき途はないのか? それは明確にある。

「研究資料」の内容と 税理士業界の困惑

山本会長から提示された、利害関係団体並びに国税当局との折衝ないしはその示唆から得た認識に基づき今後の個別具体的な対政府折衝において回避することのできない判断される六項目の重要問題を含む「研究資料」は、はじめマル秘とされて、部外者のうかがい得ないものだった。が五十三三年三月十日付の「税理士界」第七十七号の日税連専務理事執筆による「解説」によれば政府側見解の六項目とは次のように記されている。

- ① 税理士の職責ないし使命に關し、税理士が中正な立場をとるべき旨を定めた現行税理士法第一条の主旨を改定する必要がある。
- ② 弁護士会及び公認会計士協会と利害の対立する事項については、先ず日税連で各団体の了解を取り付けたい。
- ③ 無条件で特別試験制度を廃し、永年勤続の国税職員に一般試験の簿記と財務諸表論を受験させることは責同し難い。
- ④ 税理士及び税理士会の懲戒、監督に關し、弁護士制度における完全自治権に類する制度を創設する必要がある。
- ⑤ 税務行政の執行に著しい支障を来たすような内容の改定は認め難い。
- ⑥ 改正内容は、法制局と国会の審議に堪え得る客観的・具体的必要性を有するものであることすなわち当該改正が、税理士と

税理士業界の側、税務行政の側、納税者の側三者にとりて実益あるものでなければならぬ。というものである。

ところが提出後この「研究資料」が新しい税理士法改正案のごとく喧伝されたり、三月二十一日に基本要綱の後退というような誤認を与えて論議が沸騰したのである。この間の事情については日税連専務理事は「どこでどう間違ったのか」との研究資料」が各税理士会に持ち帰られて役員会等で開示された、しかも伝言コトコトで山本会長の真意が段々と誤り伝えられ、あたかもこれが政府案であり、ないしは日税連執行部が基本要綱を同資料のとおり修正しようとしているかのような虚則と誤解が広がり、そのような虚伝が始まったのは閉口したのみならず、この分では利害関係団体にも簡抜けになり先方にも対策樹立の機を与えたであろうと寒心に堪えない。

しかしながら、同解説では「基本要綱の項々の貫徹を期すること」は容易ならぬことと思われる。むしろ、不可能に属することも少なくないであろう」ともいっており、基本要綱の批判者ほとんどの擁護者においてもこの思いは共通してきている。したがって擁護論者にも

おいては、いまここで不満足な結果を得るよりは、よりましな法改正にするために、結論を先にのし、したがって賢明であろう、とする論者もある。

われわれは同じ税理士として、税理士法が立派になることをもとより衷心から望んでいる。しかし

税理士業界がこれを強調するに際しては、この「研究資料」で揺れる税理士法改正は、シャット・アウトとなるおそれがある」として、特別試験を廃止するとしても、国税職員の実務経験(資格を税理士制度で活かすため、一般試験の枠内でどう処理するか、税理士業界も、国務院も、政府当局も納得する方法を探る必要がある、といっている。

④も難題である、といっている。日税連がどうしてもこの際、完全自治権を欲するのならば、ここで政府側を説得するだけの論議を基本要綱の上で補強する以外に方法がないと思われる、といっている。かくして同解説は、これからの展望として、政府側つまり国税当局と日税連との間において、税理士法改正に關する個別具体的な事項の検討作業が近々に始まる、まさに正念場であり、その際、「研究資料」は充分参考になるはずだといっている。折衝の進行状況及び国税当局との中間合意到達内容等は逐次報告し、全員の意思統一を期するところまで同解説は展望している。そして、もし、意思統一ができなかったら? それは、日税連税理士法改正運動の終焉を意味するから、途中で早やトチリなどせぬようにと強調しているのである。

一局複数会制達成こそ急務

おいては、いまここで不満足な結果を得るよりは、よりましな法改正にするために、結論を先にのし、したがって賢明であろう、とする論者もある。

われわれは同じ税理士として、税理士法が立派になることをもとより衷心から望んでいる。しかし

そのことは、全体が高まるなかでしかあり得ないのである。したがって、この際、一局複数会制を達成し、新しい税理士会の高まりをお互いに図りあつて、それぞれが税理士の地位を高めることによつて日税連の立場を高め、結局、税理士法改正においても唯一の確実な途である。

難関を極める これからの展望

そして「税理士界」紙第七十七号の解説では、この①②のそれぞれに評釈を加えている。⑤は形式的には文句のつけようがなく、⑥に至っては、むしろ職業法の常識とさえいえること、①については、基本要綱制定当時の「税理士界」にはばば掲載された論説(基本要綱に掲げられた税理士の使命)についての批判論に対する擁護論の基礎によつてか、政府当局側では、基本要綱の当該思考の心算に、現体制のもとにおける国家と国民を鋭く対立的に捉えた特定

の国家観が伏在しているのではなからうかと疑っている節が窺われる、というようにいっている。

②については、日税連だけの力で利害関係団体を説得すること、ほとんど不可能に近いが、モノゴトの道理からみて、税理士業界の主張に天人ともに認めるスジの通っていることについては、日税連は、その主張の貫徹に全力を挙げべきであり、またおのずかにはない、といっている。

③は難題である、といっている。

マイハウス

My Happy Family Daiwa House

親子3代:
幸せ家族

ご夫婦に、お年寄りやお子様を加わっての一家だらん。今日を喜び、明日を語る。笑い声とびかう満ちたりた時—幸せは、家族みんなで創りあげるもの。そして、みんなでわかちあうものといえましょう。

笑顔あふれる住まいづくりを、お手伝いして20年。この確かな経験と実績から生まれた大和ハウスのスイートム20(4人家族・大家族・2世帯家族まで38プラン)は、ご家族の明るいホームライフをお約束します。

マイハウス スイートム20

●スイートム20プランNo.2 外観参考図

建設業者許可番号 建設大臣許可(特-49)第5279号 宅地建物取引業者免許番号 建設大臣(4)245号

大和ハウス工業株式会社

本社 〒550 大阪市西区阿波座中道1-40 大代表 ☎06(532)6351
 東京支社 〒103 東京都中央区日本橋1-3-13 代表 ☎03(274)0311
 その他全国に156営業網 その他全国に156営業網

或る弁護士の歴史

< 8 >

複数弁護士会の今日的意義

第一東京弁護士会の創立は、わが国弁護士史上画期的なことであった。それは、五十年を超え、現代においても、今日の意義を持つてからである。

この点については、同会の史書「われらの弁護士会史」97ページに「東京弁護士会が三十五名を脱退して、別第一東京弁護士会を設立したことは、なんといつても大正時代における弁護士会の大きな出来事であった。そのために第一東京弁護士会が誕生し、設立後もなおさまざまの批判が渦巻き、それは容易に消えぬ空気をもたせた。その非難のなかではやはり第一東京弁護士会の設立を単純に「椅子争い」だとしてしまっているものが多かった。若いものが年をとるのに代わるのは時代の勢ひであるのに、その流れを堰き止めて、いまでも役員に座にしがみつきつづけるためとするのである。しかし、原則にすればこのような非難はすべきが外れていて、創立の真意は正しく理解されている(な)と思われた。たしかに役員選挙の紛争は、第一東京弁護士会ができた直接の動機ではあったが、このことだけで会を設立したのではなく、目的は司法を改革し、人権擁護にあったこと。その実績を著々と挙げたこと。それは堀山和夫、岡村輝彦、三好退蔵、菊地武夫、江本製岸清一、花井卓蔵の原の先輩も同様たる有能の士が存在したからである。したがって、役員はかかる一流の士を擁護しなければならず、自ら役員に求められて、職務を遂行する(は)原にとっては論外の沙汰で、原は、役員は人と争って勝つてのものではなく、人

から推されて自然に生まれるものだと、この信念を持ち続けていた。同書は述べている。

時代が未だ大正時代であるから司法改革や人権擁護の理想は手合いがいたであらうことには事実であろう。したがってその行動も狂気じみていて、臨席検査に注意されてやっとならぬことをたまたま「このように愚劣なことをなすに疑いがある」と、弁護士の人格にたいして、他から悔いをうけるような団体が、仮りに司法の改革や人権擁護の理想についていふような発言をしても、それは願われることではない。結果において、日本弁護士協会は協会の目的を果たすことができないといふことになる。〔われらの弁護士会史〕ので、原は協会の正常化に立ち上り、それは別に一會をたてること以外にない。同志とともに第一東京弁護士会を設立したのである。

しかし、松高元治の演説などに見られるように表現は過激ではあるが、思想の激進を憂え、特権を濫用する老人階級を打倒しなさい、思想の勢力の進出を阻止しなさいのたがひに思っているように思われる。ということ、単に名誉欲のみで役員を望んだのではなく、そういう手合いもいたが、特定思想を背景にして弁護士会のニシヤチュウを握ろうとした分子もいたことが容易に想像でき、そういう分子はまた、原と同じような、りっぱな「司法改革、人権擁護を標榜したであらう」とも容易に想像できる。ここに第一東京弁護士会創立の今日的意義がある。今日、税理士会等にも、役員選挙の公約は、いすれの候補者もいすれで、投票する会員は、いすれを選んだらよいか迷うくらいである。しかし、ほんものはいすれか、

まさに原嘉道の真意は、別に一會を創立することによって、思想的な傾向の流入を遮断することになった。それは後の昭和七年に原らかの執筆による「会記」に明らかであり、この精神が第一東京弁護士会に脈々と伝わっている。「会記」の全文は次のとおり。

第一東京弁護士会は、大正十二年五月八日、我同志三百八十五人に依り設立せらる。

願ひれば、当時我同志の属したる弁護士は、会員員に二千余の多きに達し、從て思想感情を異にするもの發生し、剛健中正の道義的精神は漸次衰頹し、内平和を欠き、外辱侮を招かんとするに至る。我同志は深く之を憂ひ更に一の弁護士会を組織し其體格を新しし、以て弁護士本来の面目を保持せんことを期し、而して其希望は帝國議會並に司法當局の容るる所となり、弁護士法の改正は本会設立の認可を見るに至り。

惟ちに弁護士会は法律的団体なりと雖も道義的精神に拠りて結合するにあらざればは遠の安ん進歩を期すべからず、是故に我同志は当初より徳性を磨き謙讓抑揚和衷協同を以て事に從ひ風氣を敦厚に趨け、從て己を省みずして人を責むる義務を等閑にして權利を妄張し名利之私事と相互の融合を毀傷せんとする如きものを見ず、是の如きは独り本会創立の精神を發揮するのみならず又以て一般団体の模範たるに足らん、是れ余が素願の存する所に在りて中心の欣快之餘に加ふるものなし。

本会創立以來茲に十年、會員中其由来と伝統的精神を明かにせんと欲する者少からず、余が創立の事に執筆し最先の會長たるし、故を以て來りて文を敬す、因て舊縁を顧みず之か記を作ると云ふ。

昭和七年三月十五日 原嘉道

右の「会記」は今日、第一東京弁護士会の會長デスタクの後壁に掲げられており、新入會員はこの精神に則ることを宣誓して入会して、名文能く弁護士倫理を高唱し、

総立総会

さて、舞台は回り、設立が認可されたので、大正十二年五月二十日、第一東京弁護士会創立総会が開かれた。

因みに、第一回総会開催の案内状は次のようなものである。

拜啓、予而設立準備中の新弁護士会の儀を八日付を以て設立認可を受け、茲に第一東京弁護士会を組織し、左の通達を御開致候間、御出席を仰ぐ。

第一東京弁護士会創立総会

五月八日、我同志三百八十五人に依り設立せらる。

〔日曜〕午後三時

一 場所 築地精養軒

一 目的 役員選挙

一 尚書 終局後引き続き懇親会(会費金三円)可相候間開る十九日迄に御出席の有無御返事願上候。

大正十二年五月十三日

第一東京弁護士会設立者総代
今村力三郎 岩田 重造
花井 卓蔵 原 嘉道
中川 孝太郎 小山 温
鶴沢 総明 岸 清一
塩谷恒太郎

同日其認可アリタルヲ以テ茲に第一東京弁護士会ハ成立シ、設立者ハ同時に其會員トナリ、從テ從前屬シタル東京弁護士会ハ當然脱退シタルコトナルヲ以テ、本会設立後ハ後本役員ヨリ之ヲ通告スルヲ以テ足ルモノト認ム、依テ茲に第一回総会ヲ開キ役員ノ選挙ヲ行フ次第ナリ。

(総会記録)

ついで、議長は役員選挙を行なう旨を告げると、花岡徹夫が立つて発言した。

役員タル會長、副會長、常議員ノ選挙ハ本会創立趣旨及ビ經過に鑑ミ、会則第十七條ニヨリ、設立者総代十一名ニノ選定ヲ一任シタシ、(総会記録)

満場、これに異議がなかつたので、その評議のため一時休憩、再開後、議長がつかの間の役員氏名を発表すると、会場は割れるような拍手をもってこれを迎えたという。

ところが、先ず真先に会館使用問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

会館使用問題

しかし、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

会館使用問題

しかし、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

東京弁護士会は東京地方裁判所所屬弁護士会の総称であつたわけだから、分岐後、東京弁護士会は、返事問題にぶつかった。これは期していたことであつたが、第一東京弁護士会の会員は、もともと東京弁護士会の会員ではないとして、会館の戸籍に収納してある法服を、裁判所に嫌な顔でされる、裁判所の控室の電話使用を断つたわけだ。

リビト カラーファイル (4 COLOR)
売れています。抜群です。種類も豊富
オフィスで映える色です
サイズ— A-5・B-5・A-4

経営効率向上への推進力
リビト
コンピュータサスライズ

必要なデータが一括して整理移動できる

No.1327
コンピューターファイル用ハンガーフレームセット

No.1326
コンピューターバインダーワゴン

No.1325K
コンピューターファイルワゴン

コンピュータールームから会議室へ、重役室へ、機能的なワゴンです

事務用品の総合メーカー
リビト産業株式会社

本社 大阪市東区東船場1-3
TEL 06(942) 2361(代)

東京支店 東京都中央区日本橋浜町1-6-6
TEL 03(862) 6911(代)

札幌支店 札幌市白石区菊水四条2-1-6
TEL 011(831) 2109(直通)

名古屋支店 名古屋市中区大須1-6-13
TEL 052(261) 6821(代)

静岡支店 静岡市西深草町26-12
TEL 0542(47) 0702(代)

広島店 広島市東区南大橋1-1-1
TEL 0822(93) 8147(代)

福岡支店 福岡市博多区博多駅前1-1-1
TEL 092(411) 3225(代)

仙台支店 仙台市青葉区日町2-6
TEL 098(222) 8397(代)

岡山支店 岡山市北区東山1-1-1
TEL 0862(64) 0306(代)